福祉用具標準化体系案
報告書

平成１９年３月１９日

独立行政法人　製品評価技術基盤機構
生活・福祉技術センター
標準化センター

福祉用具標準化体系案報告書（目次）

福祉用具標準化体系案策定個別委員会　委員名簿

序文

１．福祉用具の標準化体系案報告書（要旨）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

２．日本の高齢者・障害者の現状
（１）高齢化・障害者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
（２）政府の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

３．福祉用具の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（１）福祉用具の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（２）福祉用具の市場動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）福祉用具利用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

４．日本における福祉用具規格開発の現状
（１）福祉用具評価、標準化調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）福祉用具 JIS 制定・開発状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

５．ISO/IEC における福祉用具規格の現状
（１）ISO/TC173 の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）ISO/TC173 における福祉用具分類（ISO9999）・・・・・・・・・・・・・・１３

６．福祉用具規格分類体系例
（１）リフト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）車いす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

７．福祉用具規格利用の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

８．福祉用具標準化体系案策定の考え方及び体系案・・・・・・・・・・・・・・１８

９．体系化された規格活用のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

福祉用具標準化体系案策定個別委員会　委員名簿

（順不動、敬称略）

委員長	田中　繁	国際医療福祉大学・大学院　教授
	井上　剛伸	厚生労働省 国立身体障害者リハビリテーションセンター 研究所 福祉機器開発部　福祉機器開発室長
	倉田　賢司	財団法人　日本文化用品安全試験所　製品性能部　部長
	山澤　貴	日本福祉用具・生活支援用具協会　標準化部会長 （東陶機器株式会社　機器企画部 福祉機器販売企画グループ　企画主査）
	渡邉　慎一	社団法人　日本作業療法士協会 （社会福祉法人　横浜リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター　企画研究課 企画研究課長補佐）
	渡邉　道彦	財団法人 日本規格協会　規格開発部 規格第２課

福祉用具標準化体系案報告書

平成１９年３月１９日
独立行政法人　製品評価技術基盤機構
生活・福祉技術センター
標準化センター

序文

福祉に関し、保健福祉サービスの充実が図られたが、福祉用具の標準化については、福祉用具が約６，０００件もあることから、これまで独立行政法人　製品評価技術基盤機構では、本所、支所を含めて個別福祉用具の評価方法を開発し、産業界を含む関係者とともにこれを JIS 化してきたが、必ずしも体系的な開発・普及が図られているとはいえないのが実情。従って、福祉用具の個別製品規格の迅速かつ効果的な開発を図ることを目指し、高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、福祉用具標準化体系案を作成することとした。

本体系案は、２００６年８月８日開催の「高齢者・障害者配慮部会（部会長：田中繁（国際医療福祉大学・大学院教授））」、及び同年９月２２日開催の「標準化業務推進委員会（委員長：山内繁（日本生活支援工学会会長、早稲田大学人間科学学術院特任教授））」において設置が承認された、福祉用具標準化体系案策定個別委員会（委員長：田中繁（国際医療福祉大学・大学院教授））」で３回にわたって議論され、まとめられたものである。

議論の焦点は、「福祉用具利用者の実態を踏まえた規格開発」、「介護保険法の給付対象となる個別福祉用具の効率的かつ迅速な標準化の推進」、「福祉用具規格を利用した安心・安全な用具の評価」及び「今後の福祉用具開発を阻害しない標準化の実施」を可能とする体系案とすることとなった。

本報告書では、日本の高齢化社会と福祉用具の現状及び福祉用具の利用の現状を俯瞰するための基礎データ、規格開発調査研究の方向並びに現行福祉用具の JIS 及び ISO 規格を調査し、現在開発されている福祉用具の製品規格の体系分類例を踏まえると共に、大学、研究機関、試験検査機関、福祉用具製造業者、規格開発者からの規格の利用方法に対する考え方を確認した上で、福祉用具標準化体系案を策定した。

１．福祉用具標準化体系案報告書（要旨）

背景

高齢社会を迎え、我が国では保健福祉サービスの充実が図られてきた。その中で、高齢者・障害者の日常生活の自立を支援する福祉用具の重要性も高まっている。そのため福祉用具には、これまで以上に安全で使いやすい製品、価値観の多様化等に対応した製品群が求められるようになってきた。

こうした中、福祉用具の貸与が２００１年度に開始されたことなどによる利用機会の増加に伴い、福祉用具には、貸与、購入の場合における安全性、性能など、工学的判断基準が不可欠であるとして、ＪＩＳ及びＪＩＳマーク等による利用者への情報の付与が求められてきている。

標準化の課題

福祉用具にＪＩＳマークの貼付を可能とするためには、ＪＩＳ製品規格を策定しなければならない。しかし福祉用具は６，０００件以上にも及び、これら多種多様な用具に関して製品規格を整備するためには、これまで以上に迅速かつ効率的な製品規格の開発が求められている。

また、福祉用具のこれまでの標準化については、国際規格との関係を中心に、利用者からのニーズが高い規格の開発を進めてきた結果、国内において標準化のニーズが高いにも係わらずＪＩＳ等の規格が存在しないものが散見されるようになってきている。したがって、福祉用具全般を俯瞰した上での計画的な標準化の推進が重要となっている。

標準化体系案の目的

多種多様な福祉用具について、ＪＩＳ製品規格を迅速かつ効率的に整備するためには、民間企業、業界団体、試験検査機関、大学、独立行政法人等の幅広い関係機関が、標準化に係わる機能、能力を持ち寄り、効果的に規格開発することが重要である。

福祉用具の標準化体系案は、規格開発に参加する機関が、福祉用具全体の中で標準化のどの部分を担っているのか明確にすることによって、効率的な規格開発を行うことを目指している。

また、標準化の対象範囲、作成手順、民間機関が標準化を行うための方策を盛り込んだアクションプランを作成するための戦略マップとして活用することが期待されている。

標準化体系案

①対象範囲

介護保険法利用を中心として福祉用具利用が拡大してきたということから、我が国の福祉用具の大半が掲載されている「福祉用具情報システム（TAIS）」を基に、既に規格（JIS 及び ISO）が制定又は開発されている福祉用具、介護保険で給付・対象となっている福祉用具、及びこれらに類似する福祉用具を対象（約６，０００件中の９５％をカバー）にした。

②策定方法

福祉用具個別製品規格を迅速に開発するために、

・製造者の新製品の開発を阻害せずに、個別規格開発の迅速性・効率性を高める必要があること

・これまでに開発された ISO 及び JIS の規格体系を矛盾なく包含する必要があること

・製造者、試験検査機関では実施が困難であり、例えばＮＩＴＥのような公的機関であって、既に規格開発、製品評価の実績がある資源の活用が必要とされていること

を前提に、「特に福祉用具は、福祉用具使用時の姿勢・動作を、安全に行うことができなくてはならない」という観点から、個別福祉用具にどのような「姿勢・動作」が存在するのかを抽出・整理した。

さらに、主たる姿勢・動作に即した福祉用具の機能を分類し、福祉用具に存在する機能（「事故やひやり・ハット」の発生に関連した機能を併せて調査。）を可能な限り抽出・整理（約８０種の機能）した。これらを総合的に判断した福祉用具の機能別規格を共通規格とする福祉用具標準化体系化案を策定した。

③ＮＩＴＥが果たす役割

製品横断的な共通規格については、民間等では実施困難なため、独立行政法人であるＮＩＴＥが規格開発を行う必要がある。

また、この標準化体系案をもとに、ＮＩＴＥが中心となって、関係機関と協力し、福祉用具分野のＪＩＳ全体の整備を図る。

２．日本の高齢者・障害者の現状

（１） 高齢化・障害者の現状

日本の総人口は、２００６年１月１日現在、１億２，７６８．５万人。６５歳以上は２，５７６．９万人で、高齢化率は２０．２％に達している。 一般に、高齢化率が７％を越える社会を「高齢化社会」、１４％を越えた社会を「高齢社会」と呼んでいる。日本は韓国とともに、２０５０年には、高齢化率が３５％に達すると予想されている（図１参照）。

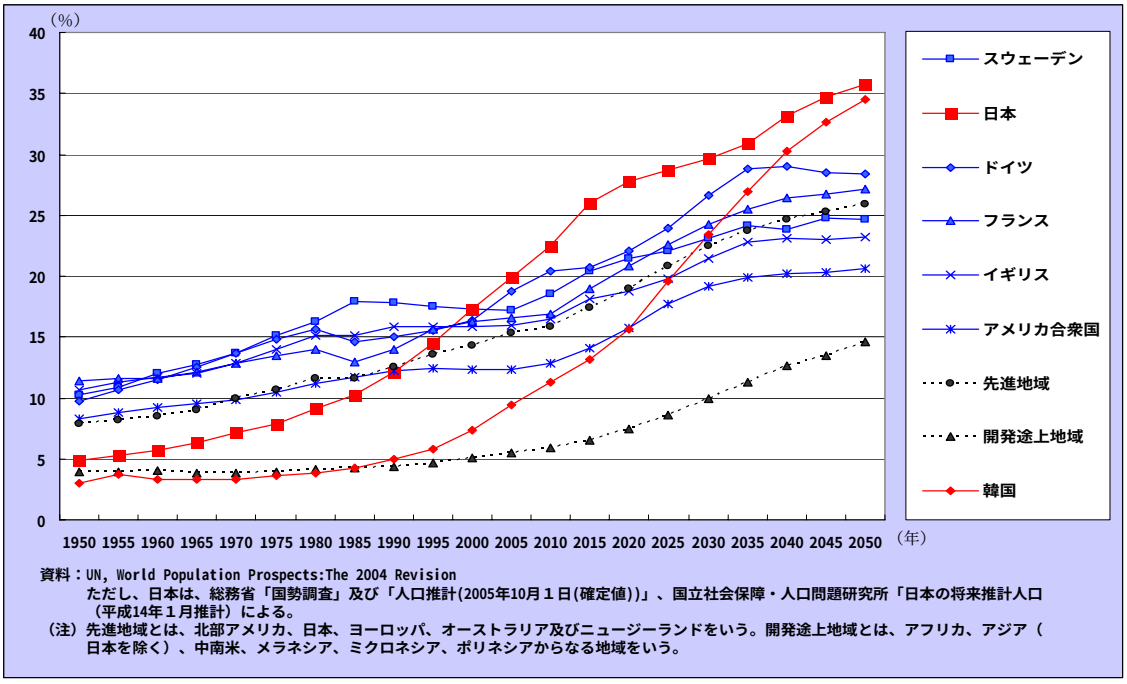

資料：UN, World Population Prospects:The 2004 Revision
ただし、日本は、総務省「国勢調査」及び「人口推計(2005年10月１日(確定値))」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年１月推計）による。
（注）先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランドをいう。開発途上地域とは、アフリカ、アジア（日本を除く）、中南米、メラネシア、ミクロネシア、ポリネシアからなる地域をいう。

図１ 世界の高齢化の推移と将来推計

一方、我が国の身体障害者数については、１９７０年から２００１年までの３０年間で２倍以上に増加するとともに、２００１年には、６０％以上が６５歳以上となっており（図２参照）、在宅における肢体不自由、聴覚・言語障害及び視覚障害の割合は、約７５％となっている（図３参照）。

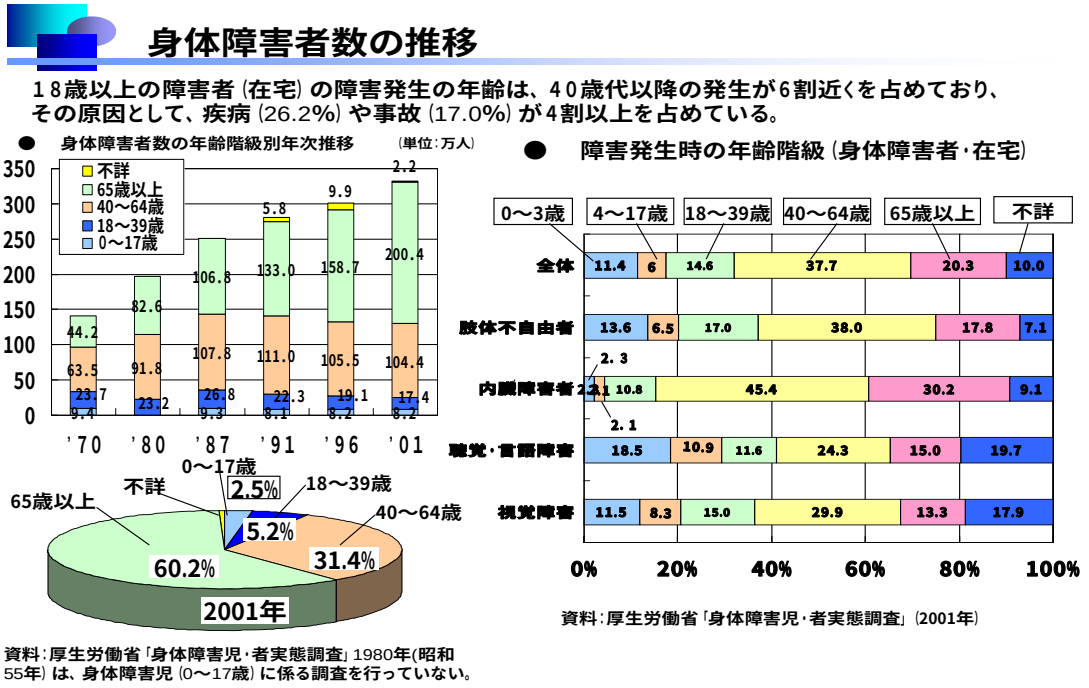

図２　身体障害者数の推移

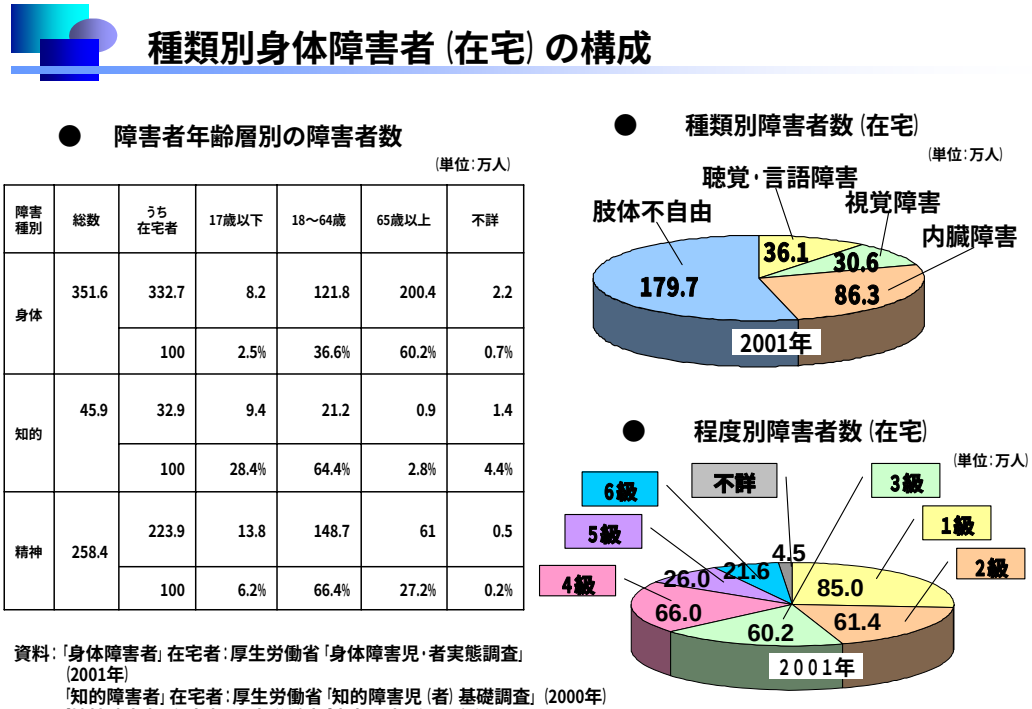

障害種別	総数	うち在宅者	17歳以下	18～64歳	65歳以上	不詳
身体	351.6	332.7	8.2	121.8	200.4	2.2
		100	2.5%	36.6%	60.2%	0.7%
知的	45.9	32.9	9.4	21.2	0.9	1.4
		100	28.4%	64.4%	2.8%	4.4%
精神	258.4	223.9	13.8	148.7	61	0.5
		100	6.2%	66.4%	27.2%	0.2%

図３　種類別身体障害者（在宅）の構成

（２）政府の対応

内閣府では、高齢社会対策基本法（平成７年法律第 129 号）に基づき高齢社会対策会議（会長：内閣総理大臣、委員：全閣僚）において関係省庁の施策の調整を行い、高齢社会対策の大綱（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）及び国会に対する年次報告を作成するとともに、高齢社会対策に関する調査研究、国民に対する広報・啓発活動等を行うなど、高齢社会対策の総合的な推進（http://www8.cao.go.jp/kourei/intro.htm）を図り、昭和 57 年３月 26 日閣議決定により設置された「障害者対策推進本部」は平成 13 年１月６日の中央省庁再編を機に、内閣に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び障害者施策を担当する内閣府特命担当大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする「障害者施策推進本部」に引き継がれ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めている（http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/suishin.html）。

これらの基本政策に基づき、福祉用具は、７つの法律（高齢社会対策基本法、障害者基本法、生活保護法、介護保険法 (注１)、介護保険法施行法、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 (注２)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法）に位置づけられるとともに、福祉等事業・サービスの観点から、また施設等の利用の観点から幅広く活用されている。

２００６年１１月２９日には、経済産業省から出された「国際標準化戦略目標」では、「２．今後の取組方針」として「（１）企業経営者の意識改革」及び「（２）国際標準の提案に向けた重点的な支援強化」の中でそれぞれ、「日本経団連に対して、企業・工業会の国際標準化活動への支援、個別の企業・工業会では対応できない横断的な分野での標準化について取組の強化を促す。」、「アクセシブルデザインをはじめとした、福祉・安全・環境など公共福祉分野の国際標準化について、(独)製品評価技術基盤機構、(独)産業技術総合研究所における取組を強化するとともに、我が国産業界に対しても同様の取組を促し支援する。」とし、その背景に「製品の技術に係る標準化だけではなく、環境・福祉・安全などの公共福祉分野や、サービス産業など新たな分野における国際標準化についても、官民一体となって積極的に対応していくことが求められる。」ことをあげている。

更に、２００６年１２月６日の第１５回知的財産戦略本部において、「国際標準総合戦略」が決定され、「１．イノベーションを促進する」、「２．国際競争力を強化する」、「３．世界のルール作りに貢献する」の３つの視点と「１．産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する」、「２．国全体としての国際標準化活動を強化する」、「３．国際標準人材の育成を図る」、「４．アジア等の諸外国との連携を強化する」、「５．国際標準化のための公正なルール作りに貢献する」という５つの戦略が盛り込まれ、福祉に関しては、第２章３．において「環境・安全・福祉等の社会的ニーズに対応するための分野は、一部の例外を除き、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくく、政府や公的機関による取組の期待される分野である。」とし、その具体的取組として「環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動において、政府、独立行政法人型研究機関による取組を強化するとともに、大学関係者による自主的な取組を支援するなど国民福祉の向上と国際社会への貢献に努める。」としている。

（注１）　介護保険法第八条第十二項：福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。以下略）

（注２）　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第二条：「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

３．福祉用具の現状

（１）福祉用具の分類

福祉用具については、財団法人テクノエイド協会が公開している「福祉用具情報システム」（以下「TAIS」という。）において約６，１００件の製品が体系化され、大分類で１０分類、中分類で１２４分類、小分類で６３３に分類[注３]されている。

（注３） この分類は、ISO/FDIS9999：1992 をもとに我が国にあった分類コードの制定を行ったものであり、用具が作用する機能をもとに制定されている。また、ISO/DIS9999:1994 の改訂内容を検討し、適当とみとめられたものについて、前倒しに追加・削除を行っている。

（２）福祉用具の市場動向

日本福祉用具・生活支援用具協会（以下、「JASPA」という。）が実施している福祉用具産業市場動向調査【２００４年度】によると、２００４年度の福祉用具産業（狭義）の市場規模（２００５年１２月時点、暫定版）は、全体として１兆１，８２１億円と、対前年比０．３％の増加であり、２００１年度から規模の増減はあるものの、その範囲は小さく、ほとんど横ばいの状況が続いている。また、同調査による介護保険制度対象品目と市場動向の関係について、１９９９年度を１００とした場合の２００４年度の割合は、９品目について増加傾向、５品目について減少傾向と分析している。

一方、開発途上地域でも高齢者の増加が見込まれており（図１参照）、人口増加と共に高齢化が見込まれ、また身体特性としても我が国に近いデータが得られる場合には、東南アジア等各国における日常生活とそれを営むために必要な便宜を図るために、福祉用具が必要となってくることも考えられる。

（３）福祉用具利用の現状

福祉用具は、主として介護者等の利用者に対する作業の負担を軽減し、利用者の主体的な活動の支援を図るために利用されており、更に、理学療法、作業療法などの場面で、適切な介助の下において、諸機能の回復及び維持を促すためにも利用されている。

福祉用具に対する介護保険費用額の推移（図４参照）から見ると、介護度毎の介助者及び利用者の実態に合わせた給付が行われており、福祉用具の貸与に関する介護保険費用額は、２００１年度からの１年間で約１５０％、２００２年度からの１年間で約１３５％と増加しており、福祉用具の購入に関する介護保険費用額は、２０００年度からの各１年毎に、それぞれ約１５０％、１２０％、１１０％と増加している。

２００３年度における購入に関する介護保険費用額は、貸与に関する介護保険費用額の８．５％となっている。

一方、障害者の在宅サービスに係る予算の推移（図５参照）では、２００４年度から２００５年の１年間に約１５５％の予算の増加が見られる。

福祉用具は、自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動へ自由に参加することを可能とする観点から、福祉等事業・サービス[注４]、施設等の利用[注５]、高齢者の在宅での利用において、重要な役割を果たしていると考えられる。

（注４） 福祉等事業・サービスの観点からは、例えば、障害者自立支援法では、第一条で、「（前略）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格

と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」とされ、障害福祉サービスは厚生労働省令において、「入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助」と規定されている。

（注５）　施設等の利用の観点からは、例えば、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律では、第一条で、「（前略）公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とされ、主務省令において、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準が規定されている。

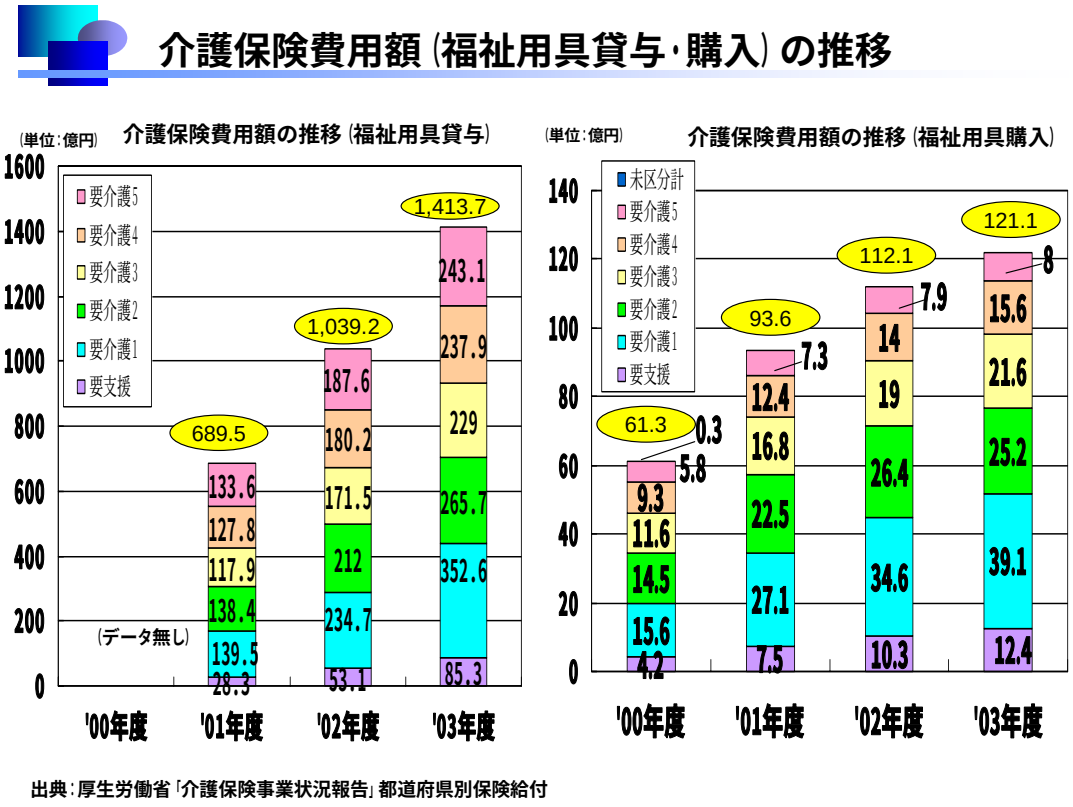

図４　介護保険費用額（福祉用具貸与・購入）の推移

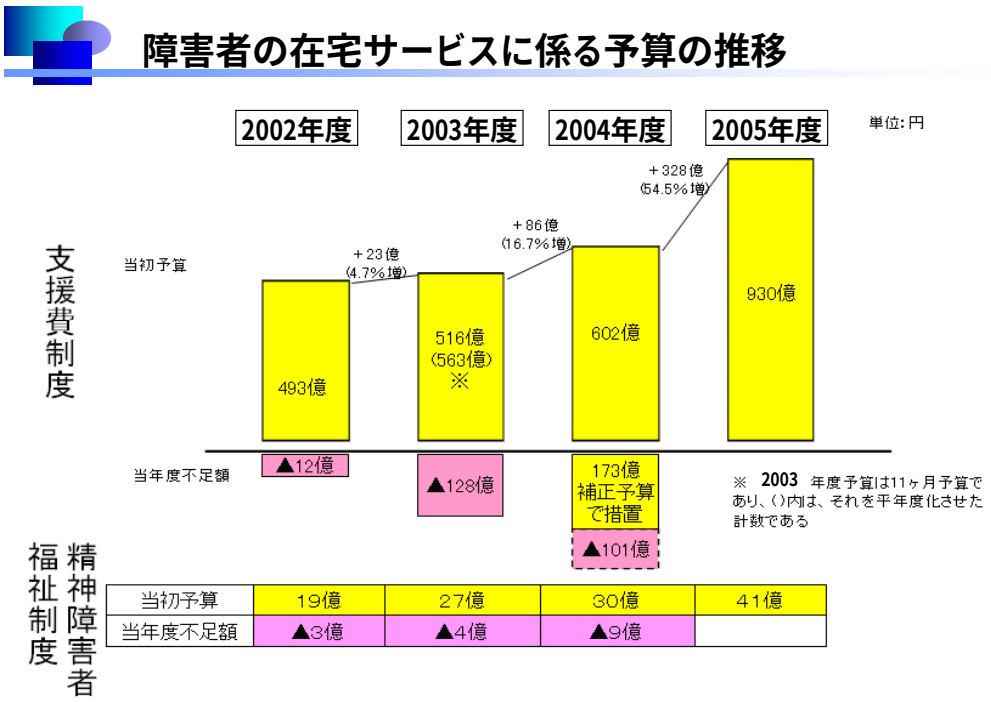

出展:厚生労働省:障害保健福祉施策の現状
http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou02/1.html

図５　障害者の在宅サービスに係る予算の推移

４．日本における福祉用具規格開発の現状

（１）福祉用具評価、標準化調査研究

福祉用具評価、福祉用具標準化に関する調査研究は、経済産業省（注６）及び厚生労働省（注７）からの委託事業あるいは補助事業として行われており、各個別の福祉用具について環境側面、安心・安全側面からの規格開発に際してのガイドライン作成、あるいは、各個別の福祉用具を利用する際の効果的な評価についての調査が実施され、環境、安心・安全な利用を可能とする福祉用具の標準化が方向付けされている。

注６）

- JASPA では、経済産業省からの委託により、平成１５年度から１７年度と「福祉用具ライフサイクルマネージメントの標準化に関する調査研究」を実施し、平成１５年度は、設計、製造、流通、改修、再利用、廃棄にわたる製品のライフサイクルにおいて安全性及び効率性、対社会環境性等を確保するための標準化すべき事項の抽出、福祉用具一般要求事項と試験方法を規定したＥＮ規格の調査と福祉用具全般に係る一般要求事項の標準化の検討が行われ、福祉用具（主に車いすと特殊寝台）のライフサイクルフロー、ライフサイクル特性、論点の整理とともに、自動車・家電等の他分野における環境への取り組み事例の整理が、平成１６年度には、レンタルで多く利用される車いすと特殊寝台についてのアセスメントガイドライン作成を目指して、製造と流通段階における現状と問題意識等の整理が、平成１７年度には、ガイドライン案の作成と、ガイドライン項目を理解する上で参考になる資料の整理が報告されている。
- JASPA では、経済産業省からの委託により平成１７年度、平成１８年度と「福祉用具の JIS 規格作成指針についての調査研究」が実施され、利用者（介助者等を含む。

以下同じ。）が必要と感じる事項を規定した JIS 規格を作成するための方法について検討を行っている。

注７）　財団法人テクノエイド協会では、厚生労働省からの補助金の交付を受けて、平成１６年度から「公的給付における福祉用具評価システムに関する調査研究」を実施し、平成１６年度は、福祉用具評価システムに係る背景情報の整理、福祉用具の安全性確保に関する先行事例の調査を行い、得られた知見をもとに福祉用具の安全性評価システムの具体化に向けた検討を行った。その結果、①福祉用具の安全性に関する情報を提供するためには工学的評価と臨床的評価が必要であること、②工学的評価については、JIS 制度を活用できること、③臨床的評価については１７年度事業でその仕組みを構築すること、④福祉用具の安全性に関する情報提供は福祉用具情報システム（TAIS）を活用すること等が考えられること、の結論に達し、１７年度は、前年度の検討結果を踏まえて、専門職を中心とした評価チームによる福祉用具の臨床的評価を試行し、臨床的評価の可能性を検証するとともに、評価実施の再の課題（評価項目、評価体制、評価方法等）を洗い出し、評価システム具体化にあたっての参考とすることを目的とした。その結果、第一に、モデル事業では実施機関ごとに評価結果のばらつきが生じるといった問題がみられたものの、評価項目の再検討や問題点の洗い出しを行った結果、臨床的評価の実施が可能であることの見通しを立てた。第二に、より信頼性の高い臨床的評価をおこなうための課題を抽出・整理し、その解決策をとりまとめた。更に、平成１８年度は、評価機関が臨床的評価を行うための標準例及びマニュアルの作成等について検討を行っている。

（２）福祉用具 JIS 制定・開発等状況

福祉用具の日本工業規格（JIS）は、介護保険における福祉用具、身体障害者等福祉法等による義肢装具をはじめとする補装具等について、利用者からの要望の高い用具を優先して、JASPA あるいは社団法人日本リハビリテーション医学会を中心に標準化が実施されてきており、制定された JIS の中で廃止となった規格はない。

１） JASPA を原案作成団体として制定された JIS 及び開発中の JIS（別添１参照）は、主に介護保険法における福祉用具貸与、購入の際の解釈通知として用いられている。

２） 社団法人日本リハビリテーション医学会、日本義肢装具学会を原案作成団体として制定された JIS（別添２参照）は、主に身体障害者福祉法における厚生労働大臣が定める補装具に対する試験方法としての基準などに用いられているほか、障害者自立支援法における補装具に対する試験方法としての基準への活用が期待されている。

３） 製品分野を問わず、規格作成能力の高さから財団法人日本規格協会を中心に制定された福祉用具関連の JIS（別添３参照）がある。

５．ISO/IEC における福祉用具規格の現状

（１） ISO／TC173 の現状

１）ビジネスプランの概要

TC173 のビジネスプランは２００５年２月に第１版が発行されている。TC173 の主目的は、高齢者・障害者に配慮した福祉用具の規格開発であり、用具の主たるカテゴリーを車いす、車いす付属品、歩行器、移乗用リフト、ストーマ、収尿器（以下、「１７３カテゴリー」という。）としている。

高齢者・障害者と福祉用具、環境あるいは製品／システムとの相互関連を注視した共通規格の開発が視点となっている。

福祉用具は、技術的先進性があり、経済性を重視した多種多様なものとなっており、市場の大きい用具を１７３カテゴリー、成長部門を情報通信技術に基づいた製品（コンピュータ付属品、通信機器、制御／信号用ソフト・ハード）としている。

市場の顧客を政府省庁、サービス提供者、保険会社等、個人とし、顧客の位置づけが国毎の社会システムによって変化し、福祉用具利用者の状況把握及び、障害者に対する社会経済環境や社会文化環境が国や地域毎に異なることから、比較可能な統計が簡単に利用できない状況であるとしている。

高齢者・障害者の割合の高い欧州や北米において在宅が多く、又欧州では、１億２千万人が高齢者・障害者として日常的に福祉用具を必要であるとしている。

TC173 で開発された規格の主な利点は、以下のとおり。

- 製品設計をするメーカの基準
- 購入者、利用者のための安心、安全、機能的な福祉用具
- 製品間の互換性
- 比較可能で信頼できる試験結果のための共通試験方法

２）TC173(議長：**Mr. Claes Tjäder (Sweden)**、幹事国スウェーデン**(SIS))**

TC173 は、４つの SC（車いす、用語と分類、ストーマ・おむつ・収尿器、リフト）と２つの WG（歩行補助用具、視覚障害者誘導設備）の構造となっており、用具毎に審議が行われ、６６規格（内、３つが TR）が制定されている。

日本は、TC173 の WG1 及び WG7 並びに TC173/SC3 の WG4 及び WG5 のコンビーナとなっており、ＴＣ、ＳＣ議長及び幹事国はスウェーデン、英国、オランダ、米国の４カ国で占められている。

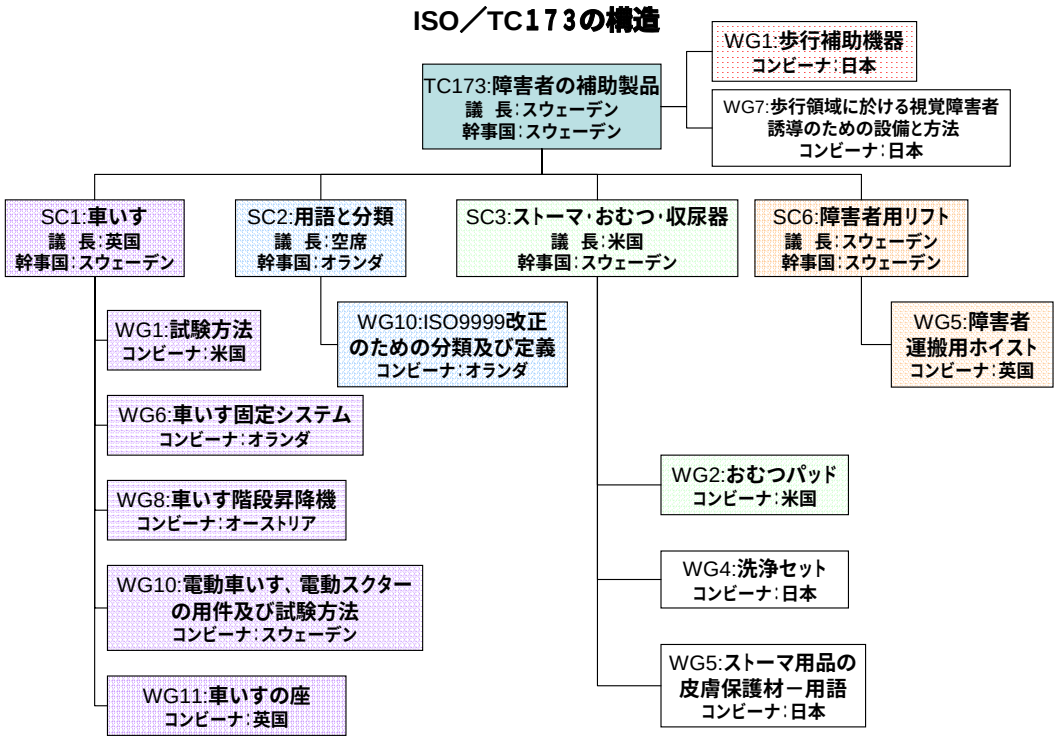

（２） ISO／TC173 における福祉用具分類（ISO9999）

ＩＳＯ９９９９「福祉用具の分類と用語」は、１９９２年に第１版が制定され、その後、改訂作業を進め、１９９８年に第２版、２００２年に第３版が出版された。現在、第４版が発行されたところであり、２００３年には WHO（世界保健機構）の国際分類ファミリー（WHO-FIC）の関連分類として承認されている。

ＩＳＯ９９９９第４版（２００７年２月１日発行）では、福祉用具の機能に基づいて、福祉用具を以下の１１の大分類により分類している。

- 医療用具[Assistive products for personal medical treatment]
- 技能訓練用具[Assistive products for training in skills]
- 義肢装具[Orthoses and prostheses]
- パーソナルケア関連用具[Assistive products for personal care and protection]
- 移動機器[Assistive products for personal mobility]
- 家事用具[Assistive products for housekeeping]
- 家具・建具・建築設備[Furnishings and adaptations to homes and other premises]
- コミュニケーション・情報支援用具[Assistive products for communication and information]
- 操作用具[Assistive products for handling objects and devices]
- 環境改善機器・作業用具[Assistive products for environmental improvement, tools and industrial machines]
- レクリエーション用具[Assistive products for recreation]

大分類の下には、中分類、小分類があり、分類を構成している。

第４版は、第３版の作業終了後すぐに改訂作業を開始し、年２回ほどのペースで会議（TC173/SC2/WG10）が開かれ、この会議には日本からエキスパートを派遣している。また、SC2 では日本はＰメンバーとなっている。議長国はスウェーデン、事務局はオランダである。今回の改訂では、規格の名称が「Technical aids for persons with disabilities –Classification and terminology」から「Assistive products for persons with disability – Classification and terminology」へと変更された。変更理由の第１は”Technical aids”という言葉の問題であり、HIV の”aids”との混同が指摘され、これに替わって”Assistive products”という言葉が採用された。”Assistive products”は本規格において新たに創られた言葉であり、従来ある”Assistive device”, “Assistive technology”よりも広く福祉用具を表す言葉として定義された。ISO9999 の名称変更に伴い、TC173 の名称も変更されるに至った。また、ICF との対応を反映した改訂伴っており、”disabilities”から”disability”への改訂は、ICF における言葉との対応による。日本からの提案での改訂項目としては、車いすにパワーアシスト車いすを追加し、分類を見直した点があげられる。

ＩＳＯ９９９９：２００７に対する議論は、TC173/SC2 総会の開催頻度が２年に１回ということもあり、TC173/SC2/WG11（議長国：フィンランド、事務局：オランダ）で既に開始されており、ユニバーサルデザイン製品や複合機能を有する機器の取り扱いなど、複雑化する福祉用具にどのように対応するかが、大きな論点となっている。

６．福祉用具規格分類体系例

現行の福祉用具の JIS 及び ISO において、両規格の整合性を確保する観点から用具共通の事項を括り、あるいは分割し分類体系化されて開発されている規格として、以下の例がある。

（１） リフト

ISO では、TC173／SC6 から ISO10535「Hoists for the transfer of disabled persons -- Requirements and test methods」が２００６年に発行されている。ISO から発行されているリフトの規格は本規格のみであり、適用範囲は、「障害者の移動補助用リフトと身体指示部を限定（スリングシートつき床走行式リフト、ソリッドシートつき床走式リフト、昇降式トロリー、住宅設置式リフト、機器設置式リフト、据置式リフト、リフト用吊り具）して、要求事項と試験方法を規定するものである。この規格は、異なる階上への移動用器具には適用しない。この規格には、器具の老化・消耗の確認方法を含まない。この規格の要求事項は、障害者と介護者の両者の必要性を考慮してだされたものである。」と規定されている。

一方、JIS（平成１９年度ＪＩＳＣ（日本工業標準調査会）で審議予定）では、日本人の体格等の身体特性、国内における製造、販売、流通の標準的な形態、規格の見易さ等を考慮し、対象となる福祉用具に対し５つの規格案（移動・移乗支援用リフト－第１部：種類及び一般要求事項（案)、第２部：移動式リフト（案)、第３部：設置式リフト（案)、第４部：レール走行式リフト（案)、第５部：リフト用スリング（案））を規格群（案）としている。

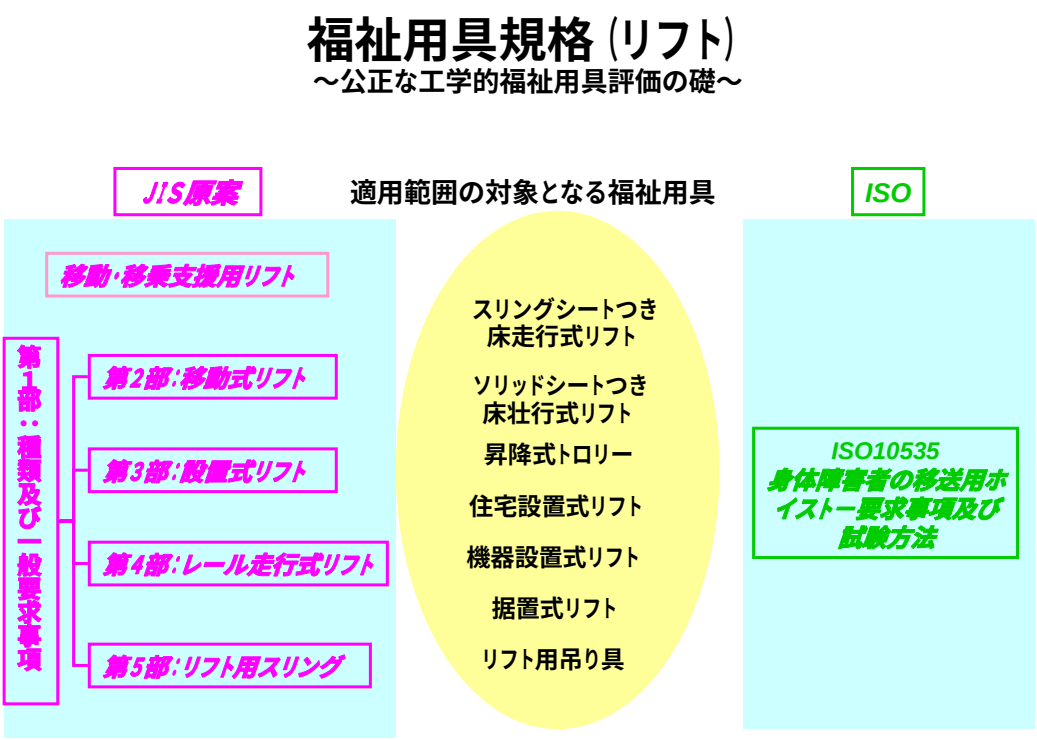

（２） 車いす

ISO では、TC173／SC1 から車いすに関して、用語の規格が１、ISO7176（車いす）としてパート化されている規格が２０、ISO10542（障害者用支援装置及び技術装置）としてパート化されている規格が５、ISO16840（車いすシート）としてパート化されている規格が２、それ以外の規格が２の全２９規格が発行（その他にＴＲ（ISO7176 シリーズ適用のためのガイドライン）が発行）されている。

SC１では、車いすの試験方法の規格を 7176 シリーズとして扱う一方、車いすの車輌への拘束システムを扱う 10542 シリーズ、座位保持装置に関連する 16840 シリーズを開発しているが、ISO は試験規格の概念をもとに開発されているので利用者からは使いづらい体系となっている。

一方 JIS では、T9201「手動車いす」、T9203「電動車いす」、T9206「電動車いすの電磁両立生要件及び試験方法」の３の規格が制定されている。

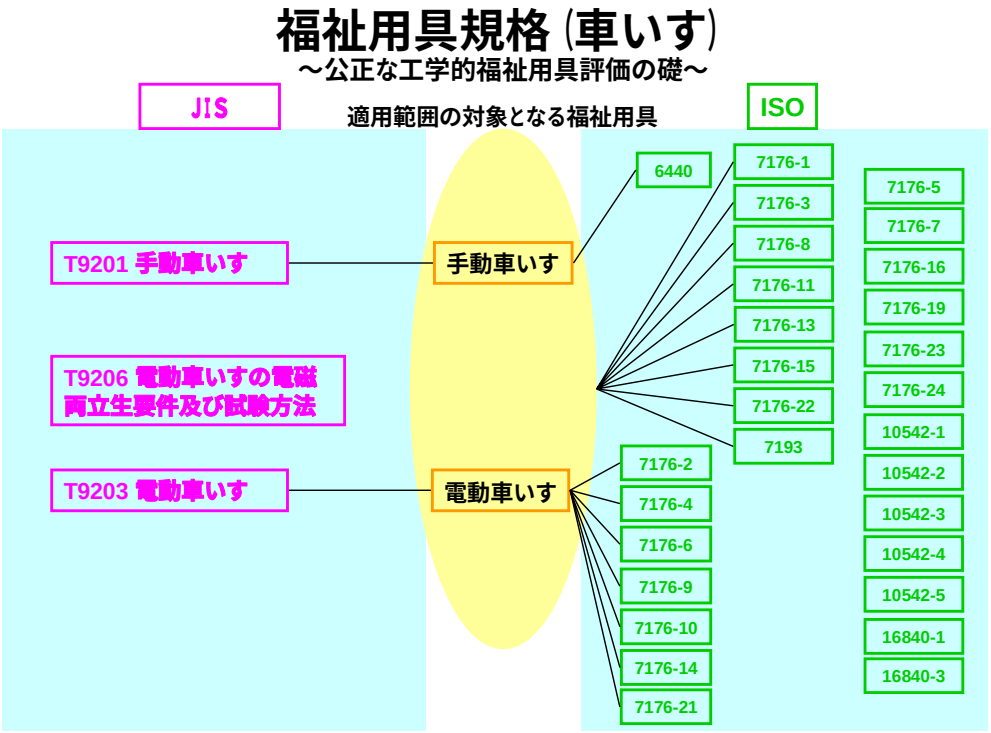

7．福祉用具規格利用の考え方

福祉用具規格の利用について、大学教授等教育者、研究者、メーカ、試験検査機関、規格開発機関及び利用者の各立場からの例として、以下のような役割が考えられる。

7.1　大学等教育の場面で期待される規格の役割

大学の立場から JIS の役割について考えると、二つの側面がある。一つは、福祉用具の開発や調査などの研究に関わるもので、一つは教育一般に関わる側面である。

開発研究では、開発対象の規格が存在するものについては、それを知った上で開発することが競争力を持った機器開発につながる。調査研究についても、調査内容に規格との関係を加えることで、より普遍的な結論を得ることが可能となるだろう。

開発などには直接か関わらなくても、福祉用具を扱う職に就く学生にとって規格について学ぶことは大きな意義を持っていると考える。すなわち、規格に述べられている基本的な構造や仕様条件などを知ることで、用具自体についての理解を深めることが可能である。それだけではなく、規格に規定されている機械的な強度などについて学ぶことで、逆に使用者への負担などの人間側への影響について知ることもできるだろう。

さらに、福祉用具規格と JIS Z8071「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針」（ISO/IEC Guide71）などに代表される、より一般的な規定を知ることで、広く障害を持った者や高齢者にとって望ましい環境などについての理解を深めることもできる。

7.2　研究開発成果を事業化する際等に研究者から期待される役割

福祉用具の研究開発を行う立場から福祉用具規格の利用を考えた場合、開発した機器の臨床評価の場面および、製品化・事業化を行う際の安全性のチェックにおいて、有効に利用することが考えられる。福祉用具の研究開発の現場では、新たな機

能を有する機器の開発が重要課題として設定されることが多く、どうしても機能を重視した開発を先行する必要が生じる。しかし、現実には、開発品を製品化・事業化する際に多くの問題が生じ、実際に製品として世の中に出る開発品が少ないということが、福祉用具の課題としてあげられている。この原因には、市場規模の問題や個別性の問題も大きく影響しているが、より効率的に開発から製品化までを進めていくためには、安全性の考慮を開発の早い段階で行うことが重要である。これは、公的な機関における研究開発において、特に重要な項目であり、福祉用具利用の際には、福祉用具利用者個々人の問題点を見据えながら用具を活用する側面が多いという点が福祉用具開発の他の製品開発とは異なる点といえる。また、福祉用具の開発では、実際の対象利用者による臨床評価も欠かせない。その際に、安全性に対して万全の配慮が必要となる。福祉用具規格は臨床評価に臨む福祉用具の安全性の向上に大きく寄与するものである。

当然のことであるが、福祉用具の研究開発においては、既存の規格の存在しない機器の開発を行うことが主となる。従って、福祉用具全般に適用できる規格の存在や、組み合わせ等により汎用的に参照できる規格の存在は、有用である。

7.3 設計、生産、販売の促進の点からメーカに期待される役割

福祉用具は、用具の直接利用者身体状況を支援する目的から、利用者から寄せられる多様なニーズにこたえるべく、その品種、仕様は多岐にわたり、数千種類以上にもなるとされている。一方、個別 JIS により設計基準や評価手法が規格化されている福祉用具は、車いすや介護用ベッドなどのごく一部の商品カテゴリにとどまり、千種類以上におよぶ福祉用具について個別 JIS を策定していくことは現実的でない。

一方で現実には、利用者の安全／安心確保のため、設計時に配慮すべき基準や評価手法は開発メーカの独自の経験に委ねられており、メーカ間の共通言語となる指標がない。福祉用具業界から見れば、福祉用具の共通的な規格という言語を持つことで、規格に基づく安全性の立証を行えることは、メーカにとって極めて簡便な製造責任対策と考える。

また、事故発生時にメーカの製造責任によるものと利用者が注意すべき点の指標ができ、経験を持たない事業者の福祉用具市場への参入の拡大と市場拡大に繋げることが可能になると考える。

更に、販売面においても注意喚起すべき指標や安全基準などを明記しやすくなり、利用者に対する説明責任及び利用者側からの選択指標を明確にできるものと考えている。

このようにＪＩＳを活用するためには、ＪＩＳの作成に際して次に掲げる項目が指標となる。

①新製品の開発を阻害しないために、規定する項目は、安全性等最低限の項目

②ＪＩＳに規定する項目は、福祉用具ごとに違うデータに基づくものではなく、同一の「身体データ」等に基づき定める。但し、利用者の利便性に基づく安全性のための項目（例えば、電動車いすの右はアクセル、左はブレーキ）等を追加する必要がある。

③福祉用具の利用者本人、介護者及び利用環境の安全性だけでなく、レンタル、メンテナンス、廃棄を考慮して項目を定める。

④ 誤使用に基づく危険については、出来るだけ製品側で回避できるように対応し、どうしても製品側で対応できないものを取扱説明書に明記する。

7.4 試験等を実施する際に試験検査機関から期待される役割

試験検査機関は、基本的に依頼者の指定方法で製品の試験を実施する。この際、

試験検査機関と依頼者の合意を最も取りやすい方法は、公的な「個別製品規格」に規定されている試験方法とその数値である。

一方、公的な「個別製品規格」が存在しないものが大半を占める製品分野については、試験検査機関の知見を基に、類似した公的な規格に規定されている試験方法を参考に依頼者と相談を行う。

また類似した公的な規格もない場合は、各試験検査機関で実施可能な試験方法を依頼者に提案し試験を行うが、試験条件が理に叶っているかどうか、試験条件の裏付けデータをどうするか、などの課題が生じる。

以上の点からも明らかなように、単一の試験検査機関では、開発しづらい福祉用具共通規格として、福祉用具の品目にとらわれずに、人間動作と製品機能から試験項目・条件機能別といった括りで規格が開発されることは、試験検査機関や産業界における①製品群規格の開発、②個別製品規格の開発にとって必要であるばかりでなく、依頼試験の際に依頼製品の機能に着目した試験を実施する上でも必要となる。

7.5 規格を普及する際に規格普及機関から期待される役割

国内外で福祉用具の普及並びに流通させることへの役割は、福祉用具をシステムととらえ体系的な標準化が必要であること。利用者や関係者のニーズを把握しすべての要件を反映することなどがあげられる。また，福祉用具の普及並びに流通のためには，利用者の情報に基づく研究開発を積極的に進めその内容を反映し、結果に結び付けなければならない。

福祉用具の選定，使用方法、点検方法、修理の有り方を基準化し、福祉用具の品質確保や評価標準の基盤整備と同時に、適切な福祉用具の利用や普及を明確にし、福祉用具の安全安心な利用に結びつける必要がある。

このためには、福祉用具レンタル機関をさらに充実させ、福祉用具の安全性や効果などを適正かつ評価に結びつけること。併せて、試験結果・評価結果などを利用者への情報開示も必要である。

また、福祉用具の流通における業界の標準・基準の規定を定め、標準化に向けて積極的な努力が必要となる。

7.6 福祉用具の選択をする際に介助者等及び利用者から期待される役割

高齢者や障害者の多様なライフスタイルやそれぞれのライフステージにおいて、生活上の課題を解決し、自立的な生活のために福祉用具が活用される必要がある。これには、福祉用具の基本機能（車いすでは、座る、進む、回る、止るといった機能）と安全に取扱うための情報（乗り降りにはブレーキをかける、折りたたむ時は手指を挟まないように注意するなど）が不可欠であるが、このような福祉用具を選択するための基本情報が不足しているのが現状である。とくに、高齢者や障害者にとって、福祉用具がどのような機能を有しているのかといった「機能情報」は生活上の課題を解決するために最も大切で、それぞれの福祉用具が有する機能別の指標は有用である。

8．福祉用具標準化体系案策定の考え方及び体系案

8.1 福祉用具の標準化体系案を策定するに当たり、

- 介護保険法利用を中心として福祉用具利用が拡大してきたということ（3.（3）参照）
- 国内高齢者・障害者数の増加により、在宅での利用の増加が見込まれること（2.（1）参照）
- 福祉用具規格開発が環境、安心・安全側面を必須とする方向であり、個別福祉用

具の規格における構造、成分等については製造者と介護者等利用者の理解が不可欠であること（４．（１）参照）
- 一方で、製造者の新製品の開発を阻害せずに、個別規格開発の迅速性・効率性を高める必要があること（７．参照）
- これまでに開発されたISO及びJISの規格体系を矛盾なく包含する必要があること（５．及び６．参照）
- 製造者、試験検査機関では実施できず、例えばＮＩＴＥのような公的機関であって、既に規格開発、製品評価の実績がある資源の活用が必要とされていること（７．参照）

から、対象となる福祉用具について、TAIS（約６，１００件）を基に、既にISO／TC173又はJISが制定若しくは開発されている（別添１～３参照）福祉用具、介護保険で給付対象となっている福祉用具約４，４００件（全体の約７２％）及びこれらに類似する福祉用具を含めた全約５，８００件（全体の約９５％）について、「福祉用具規格を利用した安心・安全な用具の評価」が可能であり、「今後の福祉用具開発を阻害しない標準化」の実施できる体系案として、①福祉用具全般に共通する事項を規定する基本規格、②福祉用具に共通する機能について規定する共通規格、③福祉用具固有の要求事項について規定する個別製品規格、の３つのカテゴリーからなる規格体系のイメージを策定した。（別添４参照）
- 基本規格は、福祉用具全般に共通する事項について規定する規格
- 共通規格は、福祉用具に存在する機能を体系的に分類し、各機能に対する要求事項及び試験方法について規定した規格
- 個別製品規格は、各々の製品群固有の事項について規定し、基本規格を踏まえ、かつ共通規格を参照し、具体的な事項（基準値等）として規定可能な規格

8.2　共通規格開発の前提として、「特に福祉用具は、福祉用具使用時の姿勢・動作を、安全に行うことができなくてはならない」という観点から、個別福祉用具にどのような「姿勢・動作」が存在するのかを抽出・整理した。
- 福祉用具を利用する際の複数の姿勢・動作について、クラスター分析（類似した特徴を持つものをグルーピングする手法）を行い、座位走行形（座位で走行する動作）、立位走行形（立位歩行動作）、臥位形（臥位動作）等の８分類[注8]に要約した。これらの要約した動作毎に、各機能における性能評価方法策定に必要なデータ（例えば、姿勢保持機能について、座位走行形の動作をしたときに用具の座面や背もたれに加わる荷重値を測定）を取得し、機能別グループ規格の試験方法開発に活用する。

注８）　①座位走行形（座位で用具を走行させることを想定した動作、姿勢）、②立位走行形（立位で用具を走行させることを想定した動作、姿勢）、③座位形（座位で用具使用することを想定した動作、姿勢）、④手指操作形(手指で押す・引く、握る等の手腕動作を想定した動作、姿勢)、⑤段差解消形（用具を使って段差を踏み越えることを想定した動作、姿勢）、⑥座り込み形（用具上で座ったり、立ち上がったりすることを想定した動作、姿勢）、⑦臥位形（臥位で用具使用することを想定した動作、姿勢）、⑧歩行補助形（杖や手すり等の用具を使ったことを想定した動作、姿勢）

8.3　さらに福祉用具は、主たる姿勢・動作に即した機能を有している必要があるため、共通規格を機能別に分類するにあたり、福祉用具に存在する機能を可能な限り抽出・整理（約８０種の機能を抽出した。別添５参照）し、さらに「事故やひやり・ハット[注9]」の発生に関連した機能を調査した。

注９）　経済産業省平成１７年度委託事業：「福祉用具のJIS規格作成指針に関する調査研究」

で実施された「福祉用具の利用状況実態調査」：日本福祉用具・生活支援用具協会

8.4　なお、個別規格を開発する際に、「福祉用具・生活支援用具のライフサイクルアセスメントガイドライン」及び「福祉用具－一般的要求事項及び試験方法（福祉用具通則）」（４.（１）参照）が規格化された場合には、これら二つの規格と共通規格を踏まえることにより、個別製品規格の規格開発指針として充実したものになると考えられる。

９．体系化された規格活用のメリット

体系案とすることによって得られる利点には、更に以下のものが考えられる。

（１）　介護等に関わる人材育成の際に、工学的側面から統一的に、福祉用具に必要な事項を説明する際の教材の一助となる。→人材育成の重視

（２）　新たな福祉用具を開発する際に共通規格を参照することにより、安心・安全な用具の製品開発の一助となる。→研究開発の重視

（３）　個別製品規格のない用具について、共通規格を利用して、設計・製造における品質特性、管理項目の設定ができる。→設計・製造の重視

（４）　共通規格を活用することにより、複数の福祉用具に対し同一の試験設備が利用可能となる。→試験・評価の重視

（５）　利用者と用具の機能との相互関係を主眼とした共通規格を用いることにより、安心で使いやすい福祉用具の機能の目安となる。→利用者の重視

（６）　共通規格を参照することにより、個々の利用者毎に福祉用具の選定や使用方法等について適切なアドバイスをする際の目安となる。→利用者の重視

（７）　個別の福祉用具規格を開発するにあたって、共通規格を引用することにより、迅速で、効率的な規格開発が実施できる。→規格開発の重視

（８）　国際的な福祉用具規格開発に際し、機能側面からの提案根拠となる。→規格開発の重視

別添1

原案作成団体：1）日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）		
規格番号	規格名称	適用範囲
T9201:2006	手動車いす	この規格は、手動車いすのうち、車いす形式分類（附属書1）の自走用標準形車いす及び介助用標準形車いす（以下、車いすという。）について規定する。
T9203:2006	電動車いす	この規格は、電動車いすの最高速度が6km/h以下のうち、電動車いす形式分類（附属書1）の自操用標準形車いす（以下、標準形という。）、自操用ハンドル形車いす（以下、ハンドル形という。）、自操用簡易形車いす（以下、簡易形という。）並びにリクライニング機構、リフト機構及びチルト機構を装備した自操用座位変換形車いす（以下、座位変換形という。）について規定する。
T9240:2001	移動・移乗支援用リフト	この規格は、自力での移動は移乗が困難な人を対象に使用するリフト（以下、リフトという。）の一般要求事項について規定する。ただし、異なる階上への移動用機器には適用しない。 ・ T9251:2001　誘導用ブロックの形状　この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）(1)の突起の形状・寸法及びその配列について規定する。
T9251:2001	誘導用ブロックの形状	この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）(1)の突起の形状・寸法及びその配列について規定する。
T9252:2004	段差解消機	この規格は、車いすを使用している人、自力で段差を解消することが困難な人などが主に住宅の屋内、屋外で使用する垂直昇降式で、昇降行程が2m以下、最大積載量が250kg未満の段差解消機について規定する。
T9254:2005	在宅用電動介護用ベッド	この規格は、在宅で介護を目的として使用し、電動によって、背部の角度、しつ（膝）部の角度及び／又は高さが無段階に調節できるベッドについて規定する。ただし、普通ベッド、2段ベッド、子供用ベッド、ソファーベッド、病院用ベッド、及び特殊機能ベッド（背部の角度、しつ（膝）部の角度及び／又は高さ調節以外の特殊機能をもつベッド）は除く。

出展：http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html

原案作成団体：1）日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）
（参考）

規格番号	規格名称（案）	適用範囲（案）
	移動・移乗用リフト－第1部：種類及び一般要求事項	この規格は，自力での移動及び移乗が困難な人を対象に使用するリフト（以下，リフトという。）及び身体支持具の種類及び一般要求事項について規定する。この規格は，異なる階上への移動用機器には適用しない。
	移動・移乗支援用リフト－第2部：移動式リフト	この規格は，自力での移動及び移乗が困難な人を対象に使用するリフトのうち，移動式リフト（以下，リフトという。）の要求性能，試験方法及び表示について規定する。
	移動・移乗支援用リフト－第3部：設置式リフト	この規格は，自力での移動及び移乗が困難な人を対象に使用するリフトのうち，設置式リフト（以下，リフトという。）の要求性能，試験方法及び表示について規定する。
	移動・移乗支援用リフト－第4部：レール走行式リフト	この規格は，自力での移動及び移乗が困難な人を対象に使用するリフトのうち，移動式リフト（以下，リフトという。）の要求性能，試験方法及び表示について規定する。
	移動・移乗支援用リフト－第5部：リフト用スリング	この規格は，自力での移動及び移乗が困難な人を対象に使用するリフトに用いられる非剛性身体支持具（以下，スリングという。）の要求事項及び試験方法について規定する。
	電動立上り補助いす	この規格は，座面を電動で昇降させることによって，立上がり及び着座動作を支援することを目的として設計したいす（以下，補助いすという。）について規定する。ただし、人を乗せたまま運搬する目的のいす並びに便座用及び浴室用のいすは除く。
	車いす用可搬形スロープ	この規格は，階段，段差又は間隙のある部分に設置し，手動車いす若しくは電動車いすが通行できるようにするために両端で荷重を支える可搬形スロープ（以下，スロープという。）について規定する。ただし，溝などに爪などを引っかけて固定するスロープは除く。

別添2

原案作成団体：2）社団法人日本リハビリテーション医学会		
規格番号	規格名称	適用範囲
T0101:1997	福祉関連機器用語[義肢・装具部門]	この規格は、義肢・装具に関する主な用語とその読み方及び定義について規定する。
T0102:1997	福祉関連機器用語[リハビリテーション機器部門]	この規格は、主に身体に機能障害をもつ障害児者及び高齢者並びに在宅療養者などのためのリハビリテーション機器に関する主な用語とその定義について規定する。ただし、義肢・装具に関する用語は除く。
T0111-1:1997	義肢－義足の構造強度試験 第1部 試験負荷原理	この規格は、一つの例外を除いて、単一の試験荷重によって複合負荷を得る単純化した静的及び繰返し負荷試験について規定する。試験試料に生じる複合負荷は、歩行の立脚相中に生じる二つのピーク負荷にそれぞれ関連づけられるものである。この規格は下たい（腿）義足、ひざ（膝）離断義足、大たい（腿）義足に適用する。
T0111-2:1997	義肢－義足の構造強度試験 第2部 試験試料	
T0111-3:1997	義肢－義足の構造強度試験　第3部　主要構造強度試験方法	
T0111-4:1997	義肢－義足の構造強度試験　第4部　主要構造強度試験の試験負荷パラメータ	
T0111-5:1997	義肢－義足の構造強度試験　第5部　その他の構造強度試験方法	
T0111-6:1997	義肢－義足の構造強度試験　第6部　その他の構造強度試験の試験負荷パラメータ	
T0111-7:1997	義肢－義足の構造強度試験　第7部　試験依頼書	
T0111-8:1997	義肢－義足の構造強度試験　第8部　試験報告書	
T9204:1994	木製松葉づえ	この規格は、主として成人に用いる木製の松葉づえについて規定する。
T9212:1997	義足足部・足継手	この規格は、固定足部を除いた成人用義足足部（足継手、かかと高調整装置、パイプ接続金具などを含む。以下、足部という。）について規定する。
T9213:1997	義足ひざ（膝）部	この規格は、ハイブリッド制御ひざ（膝）部を除く成人用義足ひざ部（以下、ひざ部という。）について規定する。
T9214:1991	金属製下肢装具用足継手	この規格は、金属製下肢装具用足継手（以下、足継手について規定する。
T9215:1986	金属製下肢装具用あぶみ	この規格は、JIS T 9214（金属製下肢装具用足継手）に用いる金属製下肢装具用あぶみ（以下、あぶみという。）について規定する。ただし、キャリパ式を除く。
T9216:1991	金属製下肢装具用ひざ（膝）継手	この規格は、金属製下肢装具用ひざ（膝）継手（ロック付き）（以下、ひざ継手という。）について規定する。
T9217:1992	能動フック	この規格は、重作業用を除く成人用随意開き式能動フック（以下、フックという。）について規定する。
T9218:1992	能動ハンド	この規格は、成人用随意開き式能動ハンド（以下、ハンドという。）について規定する。

出展：http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html

原案作成団体：2） 社団法人日本リハビリテーション医学会		
規格番号	規格名称	適用範囲
T9219:1992	能動ひじ（肘）ブロック継手	この規格は、成人用能動ひじ（肘）ブロック継手（以下、ひじブロック継手という。）について規定する。
T9220:1992	能動ひじ（肘）ヒンジ継手	この規格は、ロック付きヒンジ継手と自由ヒンジ継手を一組とする、成人用能動ひじ（肘）ヒンジ継手（以下、ひじヒンジ継手という。）について規定する。
T9221:1992	コントロールケーブルシステム	この規格は、能動義手に用いる金属製コントロールケーブルシステム（以下、ケーブルシステムという。）について規定する。
T9222:1995	手継手	この規格は、重作業用を除く成人用面摩擦式手継手（以下、手継手という。）について規定する。
T9223:1995	義手用装飾手袋	この規格は、技手用装飾手袋（以下、装飾手袋という。）について規定する。ただし、幼児用及び小児用のものを除く。
T9224:1995	義手用装飾ハンド	この規格は、技手用装飾ハンド（以下、ハンドという。）について規定する。ただし、幼児用及び小児用のものを除く
T9231:1995	収尿器	この規格は、排尿障害者が用いる成人男性用収尿器（以下、収尿器という。）について規定する。
T9232:1997	ストーマ用品に関する用語	この規格は、ストーマ保有者のためのストーマ機器に関する主な用語とその定義について規定する。
T9233:1997	ストーマ用品の試験方法	この規格は、ストーマ用品のうち、ストーマ装具、板状皮膚保護剤（以下、皮膚保護剤という。）及びストーマ用洗腸具の試験方法について規定する。

原案作成団体：3） 日本義肢装具学会		
規格番号	規格名称	適用範囲
T0112:2002	義足ーこ（股）継手の構造強度試験	この規格は、こ（股）離断義足の部品単体及び組立品の試験方法について規定する。ただし、JIS T 0111シリーズに規定する義足部品には適用しない。

出展： http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html

別添3

原案作成団体4）：日本規格協会		
規格番号	規格名称	適用範囲
T9206:2001	電動車いすの電磁両立性要件及び試験方法	この規格は、身体障害者用で、最高時速15km以下の屋内用及び屋外用電動車いす並びに電動スクータの電磁エミッション及び電磁イミュニティに関する要件と試験方法について規定する。また、手動車いすに動力装置を取り付けたもの、及び一人乗りようとして設計されたものに適用する。さらに、内蔵のバッテリ充電器をもつ電動車いすの、電磁エミッション及び電磁イミュニティについての追加要件も規定する（内蔵されないようバッテリ充電器には適用しない。）

出展：http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html

別添4

<福祉用具標準化体系案>

～公正な工学的福祉用具評価の礎～

1 福祉用具の共通事項及び機能別共通規格

●福祉用具共通事項（基本規格）　※福祉用具全般に共通する事項について規定

福祉用具利用者データ

●福祉用具-一般的要求事項及び試験方法（福祉用具通則）(注1)

●福祉用具・生活支援用具のライフサイクルアセスメントガイドライン(注1)

注1：平成17年度経済産業省委託　福祉用具ライフサイクルマネージメントの標準化に関する調査研究報告書

●福祉用具の機能別共通規格（グループ規格）

福祉用具に共通する各機能に関する事項を規定
機能は、個別製品に想定される事故や危険の種類によって規定

●姿勢保持機能
姿勢保持機能の要求事項及び試験方法

①機械的要求性能
座位走行形、臥位形、歩行補助形・・・の場合

②電気的要求性能
座位走行形、臥位形、歩行補助形・・・の場合

..etc

●リクライニング機能
リクライニング機能の要求事項及び試験方法

①機械的要求性能
座位走行形、臥位形、歩行補助形・・・の場合

②電気的要求性能
座位走行形、臥位形、歩行補助形・・・の場合

..etc

個別製品規格が無い場合は、機能別共通規格を参照して試験を行う。

を含む、約80機能

製品規格作成に試験方法を引用

2 福祉用具の個別製品規格

※個別製品固有の事項について規定
※福祉用具の共通事項及び機能別共通事項を参照した、より具体的な要求事項を規定

福祉用具個別規格（既存JIS規格、ISO規格）（用語規格、個別製品規格、製品試験方法規格）

リクライニング機能付き立ち上がり椅子

JIS T 9254
在宅用電動介護用ベッド
・リクライニング機能の強度
・リライニング機能の安定性
..etc

JIS T 9255
電動立ち上がり椅子
・リクライニング機能の強度
・リライニング機能の安定性
..etc

リクライニング機能付き車いす

JIS T 9201　手動車いす
・リクライニング機能の強度
・リライニング機能の安定性
..etc

個別製品格開発の効率化・迅速化、国際規格提案、安心・安全、新製品開発、に活用可能

コミュニケーションツールとして活用

高齢者・障害者

教育関係者

試験、評価者

研究開発、設計者

コミュニケーション

生産、販売、流通

関係省庁（経済産業省、厚生労働省等）

JISに反映

製品設計・製造・使用に反映

ISO/TC173に反映

福祉用具利用者

別添５

福祉用具の機能と定義

No	目的	機能	機能の定義	製品イメージ（例）
1	姿勢保持目的（臥位） 姿勢保持目的（側臥位） 姿勢保持目的（座位） 姿勢保持目的（立位） 立ち上がり補助目的 歩行補助目的 移乗目的	姿勢保持機能	姿勢や身体の各部位を保持する機能。 ※備考　座面や踏台、寝台、ヘッドサポート（背もたれの頭部支持部）、バックサポート（背もたれ）、アームサポート（肘掛け）、レッグサポート（脚部置き）、フットレスト（足置き）、寝台のボトム（足、腰、背）、手すり、浴槽等。	
2	移動目的 歩行補助目的 テーブル目的	ロック機能	駐車時にキャスターや車輪を固定する機能。 ※備考　ベッド用テーブルのキャスターロックや、車いすの車輪や、歩行車のキャスター等の駐車ブレーキ。	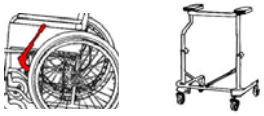
3	移動目的 起き上がり補助目的 身体洗浄目的（全身） 立ち上がり補助目的 段差解消目的 歩行補助目的 昇降目的 姿勢保持目的（臥位） 姿勢保持目的（側臥位） 姿勢保持目的（座位） 姿勢保持目的（立位） 身体保護目的 姿勢変換目的	すべり止め機能	・用具上で人が滑ることを防止する機能。 ・床や外路面の上で用具が滑ることを防止する機能。 ※備考　段差解消用スロープの走行面や杖先、歩行器の足部、歩行車や車いすの車輪、手すり、すのこ等。ギャッジアップ中のベッド上ですべることを防ぐことを含む。	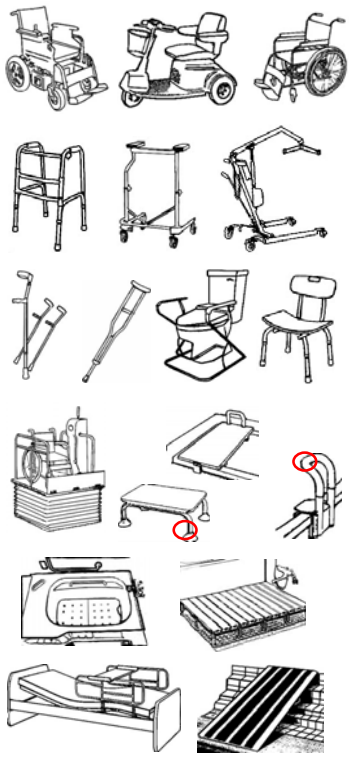
4	移動目的 歩行補助目的	ブレーキ機能	キャスターや車輪にブレーキをかけ、走行を減速・停止させる機能。 ※備考　電動車いすや歩行車のハンドルブレーキ等。	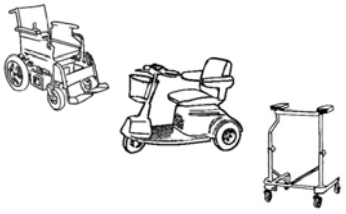
5	その他	バリ、突起対策	用具のバリや突起で、身体を傷付けたり、身体や洋服が引っかかったりすることを防ぐための対策。	
6	身体保護目的	挟み込み防止機能	カバー等を用いて、用具の可動部にある隙間に異物を挟むことを防止する機能（異物感知時に自動停止する機能を除く）。 ※備考　昇降機能やリクライニング機能等の可動部分の挟み込み防止。	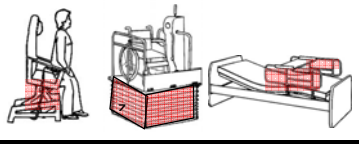

7	歩行補助目的	歩行補助機能	立位歩行時のバランスを保つために、用具につかまって体重を支えることができる機能。 ※備考　杖や手すり、歩行器、歩行車等。	
8	身体保護目的 立ち上がり補助目的 起きあがり補助目的 歩行補助目的	転落防止機能	使用者が用具から転落することを防止する機能。ベルトや柵等で構成される機能。 ※備考　車いす用や階段昇降機のベルト、ベッドのサイドレール、段差解消スロープの転落防止エッジ等。	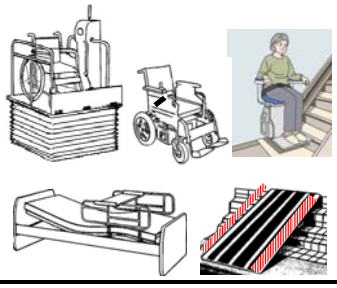
9	身体保護目的	異物感知機能	用具の可動部の隙間に、異物を挟んだとき、それを感知して可動を停止させる機能。 ※備考　昇降機能やリクライニング機能等の可動部分の隙間に挟まった異物の感知。	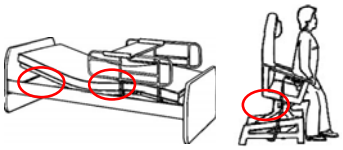
10	身体保護目的 姿勢保持目的(臥位)	クッション機能	弾力(クッション性)を持たせることによって、身体が用具に当たったときの痛み等を軽減させる機能。 ※備考　車いす用クッションや、マットレスの弾力性。特に、体圧分散性能とは特定しない。	
11	移動目的	溝転落防止機能	キャスターや車輪が溝や隙間に落下することを防止する機能。 ※備考　車いすの車輪や、歩行車のキャスター等が、走行中に、排水溝の蓋の隙間等にはまることの防止。	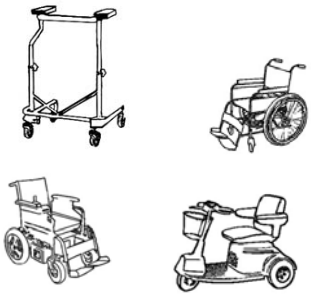
12	移動目的 立ち上がり補助目的 昇降目的	乗車者操作機能	乗車者が、走行、方向転換、停止、昇降等の操作を行うことができる機能。 ※備考　電動車いす、階段昇降機等の操作。	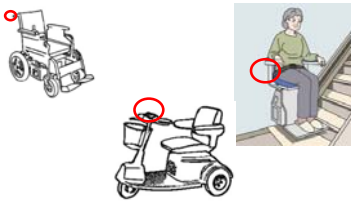
13	起き上がり補助目的 可搬目的 収納目的 身体保護目的 立ち上がり補助目的 歩行補助目的	折りたたみ機能	用具を折りたたむことができる機能。 ※備考　携帯式段差解消用スロープや、床走行式リフト、サイドレール等の折りたたみ。	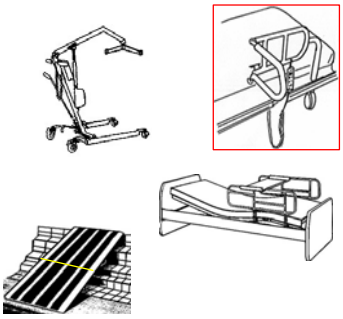

14	姿勢保持目的（立位） 立ち上がり補助目的 起き上がり補助目的 歩行補助目的 テーブル目的 和式洋式変換目的 昇降目的 姿勢保持目的（座位） 移乗目的	脱着機能	用具を別の用具に容易に取り付け、取り外し、固定することができる機能。 ※備考　浴槽用手すり、サイドレール、ベッド用テーブル、車いす用テーブル、補高便座、和式洋式変換器等を据え付け、取り外し。	 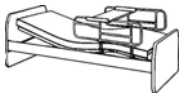 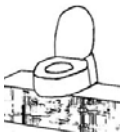
15	姿勢変換目的 昇降目的 立ち上がり補助目的	昇降機能	立ち上がり・座り・起き上がり動作を補助するため、または、段差を解消するため、もしくは移乗・移動を補助するために、座面や寝台、踏台、スリング等が昇降する機能。（寸法調整のための昇降機能は、含まない。） ※備考　リフト、ギャッジベッド、階段昇降機、立ち上がり補助いす、立ち上がり補助便座等の昇降。	 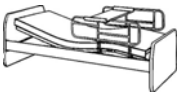 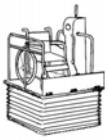
16	姿勢変換目的	リクライニング機能	バックサポート（背もたれ）を後方に傾けて、ある角度で固定できる機能。 ※備考　リクライニング機能付きの車いすや立ち上がり補助いす、ギャッジベッド等。	 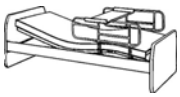
17	ユーザ体型適合目的	寸法調整機能（ユーザ体型）	使用者の身体寸法に合わせて、用具の寸法を変化させ、固定できる機能。 ※備考　エルボクラッチ、松葉杖等の寸法調整。	 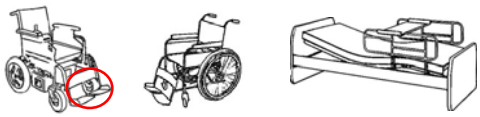
18	身体保護目的 姿勢保持目的（臥位）	体圧分散機能	身体による荷重を分散させることにより、体圧を低減させる機能。 ※備考　体圧分散マットレス、体圧分散クッション等。空気圧等によって用具の圧力が切り替わる圧切り替えマットレスを含む。	
19	移動目的 テーブル目的 歩行補助目的	キャスター機能	・キャスターによって、用具を移動させることができる機能。（人を乗せた状態を含まない。） ※備考　キャスター付きベッド用テーブル等。 ・キャスターの付いた用具を、人が寄りかかりながら押すことによって、その人の歩行を補助する機能。 ※備考　歩行車等。	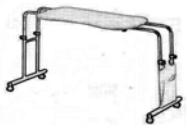 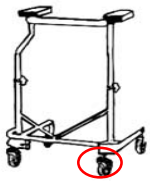

20	移動目的	移動機能	車輪やキャスターの付いた用具、もしくはレール走行式の用具を用いて、人を乗せて移動させる機能。 ※備考　車いす、電動三輪車、床走行式リフト、天井走行式リフト等。	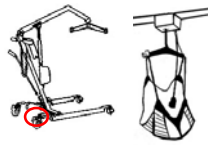
21	身体保護目的	過負荷防止機能	定格荷重以上の荷物を載せたりしたときや、用具と別のモノが干渉して定格荷重以上の負荷がかかったときに、可動を停止する等の機能。 ※備考　階段昇降機、台座式リフト、ギャッジベッド等の過負荷防止。	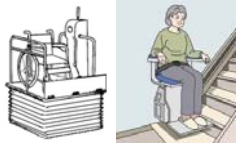 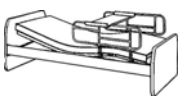
22	姿勢保持目的(座位)	スリング機能	リフトに吊り下げてることができ、人を乗せて使用することが出来る機能。吊り下げ用ストラップが付いた布状のシートやベルト状のもので構成される機能。 ※備考　スリングを付けて使用するリフト。	
23	身体保護目的	転倒防止機能	補助輪等によって、用具が傾いても転倒しないようにする機能。 ※備考　足駆動式車いす、電動車いす等。	
24	移動目的 歩行補助目的	緩衝機能	路面の凹凸による衝撃をやわらげる機能。 ※備考　車いすや電動三輪車、歩行車等の走行時に、路面のガタツキから生じる衝撃を緩和する機能。	
25	徘徊監視目的	検知機能	ベッドからの離着床を検知する機能 ※備考　徘徊監視を目的とした離着床検知マット等の機能。	
26	身体保護目的 立ち上がり補助目的 昇降目的 姿勢保持目的(座位) 姿勢保持目的(立位)	固定機能(床設置)	用具を容易に取り外しできないように床面に固定することができる機能。(吸盤等によって浴槽の底面に固定する機能を含む。) ※備考　トイレ用簡易てすり、浴槽内いす等。	
27	荷物積載目的	積載機能	用具上に荷物を積むことができる機能。 ※備考　車いすや電動三輪車、歩行車のかご等。	

28	移動目的	後方確認機能	ミラー等によって後方を確認できる機能。 ※備考　車いすや電動三輪車等のバックミラー。	
29	可搬目的 収納目的	伸縮機能	用具の長さを伸縮させることが出来る機能。（寸法調整のための伸縮機能を含まない。） ※備考　携帯式段差解消用スロープ、杖等の伸縮。	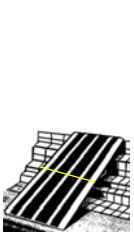
30	緊急通報目的	通報機能	緊急状態等を通報することができる機能。 ※備考　ベッドサイドに設置する呼び出しボタン等。	
31	移動目的 昇降目的	介助者操作機能	介助者が、走行、方向転換、停止、昇降等の操作を行うことができる機能。 ※備考　電動介助用車いす、天井走行リフト等についている介助者の操作。	
32	ずり落ち防止目的	ベッド短縮機能	使用者の体型に合わせて、ベッドの長さを短くする機能。 ※備考　ベッド上の足元に設置するクッション状のものや、寝台が伸縮するベッド等。	
33	昇降目的 立ち上がり補助目的 姿勢保持目的（立位）	固定機能（壁設置）	用具を容易に取り外しできないように壁面に固定することができる機能。（吸盤等によって浴槽の壁面に固定する機能を含む。） ※備考　トイレ用壁設置形手すり等の固定。	
34	移乗目的 姿勢保持目的（座位）	すべり機能	用具上で身体を滑らせて移乗等をおこなうための機能。 ※備考　スライディングマット、スライディングボード等のすべり。	
35	身体保護目的 姿勢保持目的（臥位）	透湿機能	用具の内部にたまった湿気を外に出す機能。 ※備考　マットレス等。	
36	排泄目的	汚物受け機能	汚物を受けるための機能。 ※備考　ポータブルトイレの便受けバケツ等。	

37	移動目的 昇降目的 立ち上がり補助目的 徘徊監視目的 緊急通報目的	電池残量警告表示機能	電池、バッテリーの残量を表示する機能。 ※備考　電動車いすや電動三輪車、バッテリー式の階段昇降機等に付いている電池残量表示。	
38	移動目的 身体保護目的	手動切り替え機能	電動可動部分を手動に切り替えできる機能。 ※備考　電動車いすや、段差解消機、階段昇降機、リフト等の手動切り替え。	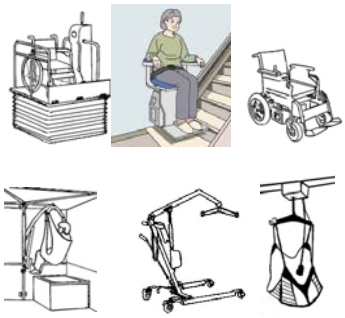
39	その他 緊急通報目的 徘徊監視目的	表示機能	用具の設定状態や警告・注意等を表示する機能。 ※備考　電動圧切り替えマットレスや電動車いす等、複数の動作状態を設定できるものに付いている設定表示等。	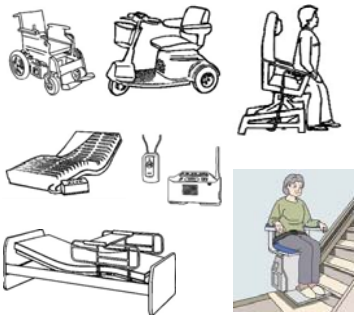
40	収納目的	ホルダー機能	フック等に用具を引っ掛けすることができる機能。 ※備考　ベッドサイドに尿瓶等を引っ掛けるフックや、ポータブルトイレの蓋を引っ掛けるフック。	
41	テーブル目的	テーブル機能	食器や文具等を乗せたり、上腕を置いたり、肘をついて寄りかかったりすることができる機能。 ※備考　ベッド用テーブルや、車いす用テーブル等。	
42	姿勢変換目的	ティルト機能	座面とバックサポート（背もたれ）の角度を一定に保ったまま後方に傾けて、ある角度で固定できる機能。 ※備考　チルト機能付きの車いすや立ち上がり補助いす等。	
43	姿勢保持目的（座位）	座面回転機能	座面が回転し、身体の向きを変えることができる機能。 ※備考　移乗時に使用するターンテーブル等。	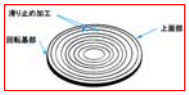
44	移動目的	点灯・消灯・反射機能	照明や指示灯を点灯・消灯させる機能。もしくは、反射版などにより、光を反射させる機能。 ※備考　懐中電灯、反射板等。	
45	移動目的	段差乗り越え機能	車いす等使用時に段差を乗り越え易くするための機能。 ※備考　車いすの後部足元に付いているティッピングレバー等。	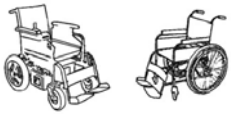

46	段差解消目的	段差解消機能	階段や段差、隙間を解消する機能。（昇降機能を、含まない。） ※備考　携帯式段差解消用スロープ等。	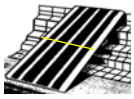
47	ベッド延長目的	ベッド延長機能	使用者の体型に合わせた寸法調整等のために、ベッドの長さを長くする機能。（別の用具を取り付けて長くする場合を含む。） ※備考　ベッドの下端に置く台状のもや伸縮可能なベッド等。	
48	使用環境寸法適合目的	寸法調整機能（使用環境）	使用環境の広さに合わせて、用具の寸法を変化させ、固定できる機能。 ※備考　浴槽内すのこ、浴槽内いす等。	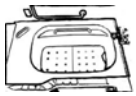
49	昇降目的	固定機能（天井設置）	用具を容易に取り外しできないように天井に固定することができる機能。 ※備考　天井走行リフトの走行レール。	
50	身体保護目的 姿勢保持目的（臥位）	撥水機能	水をはじく機能。 ※備考　マットレスの表面素材等。	
51	身体保護目的	傷接触回避機能	傷等の患部に、布団等の荷重がかからないようにする用具の機能。 ※備考　りひか等。	
52	排泄目的	集尿機能	尿を溜めるための機能。 ※備考　尿瓶の容器部分、集尿器の袋等。	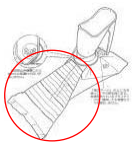
53	排泄目的	受尿機能	尿を受けるための機能。 ※備考　尿瓶の受け部や、集尿器の受尿部等。	
54	排泄目的	逆流防止機能	水等が、一方向のみに流れる機能 ※備考　逆止弁等。	
55	身体保護目的 姿勢保持目的（臥位） その他	防臭機能	用具の臭気の吸着を防ぐ機能。 ※備考　ポータブルトイレ等。	
56	その他	脱臭機能	排泄等の後に臭気を取り除く機能。 ※備考　ポータブルトイレ等。	
57	身体洗浄目的（陰部） 身体洗浄目的（全身） 身体洗浄目的（臀部） 身体洗浄目的（頭部）	シャワー機能	身体を洗浄するために、ノズル等から湯や水がシャワー状に出る機能。 ※備考　トイレのシャワーやシャワーブース、洗髪器のシャワー等。	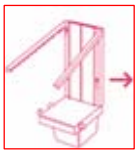

58	身体洗浄目的(臀部)	温風機能	身体を乾燥させるために、送風口等から温風が出る機能。 ※備考　シャワー機能付きトイレに付いている温風乾燥機等。	
59	身体洗浄目的(全身) 身体洗浄目的(足部) 身体洗浄目的(頭部) 身体洗浄目的(陰部)	浴槽機能	水や湯を溜める機能。容器や浴槽等で構成される機能。 ※備考　簡易浴槽、洗髪器、足浴器等。	
60	身体洗浄目的(全身)	給水機能	水を供給する機能。 ※備考　簡易浴槽等に付いている給水機。	
61	身体洗浄目的(全身) 身体洗浄目的(足部) 身体洗浄目的(頭部) 身体洗浄目的(陰部)	排水機能	水を外へ流し出す機能。 ※備考　容器や浴槽等に付いている排水口、ホース等。	
62	身体洗浄目的(足部) 身体洗浄目的(臀部)	気泡発生機能	水中に気泡を発生させる機能。 ※備考　浴槽等の蓄水できる用具についている機能。	
63	身体洗浄目的(足部)	遠赤外線発生機能	身体に危険のない程度の遠赤外線を発生させる機能。 ※備考　足浴器等。	
64	身体洗浄目的(全身)	開閉機能	用具のドアを開閉することができる機能。 ※備考　開閉式浴槽等。	
65	その他	耐熱機能	熱によって用具が変形したり、変質することがないような機能。 ※備考　熱湯による消毒や入浴時の湯の追い炊きの際に変形、変質することがないような耐熱機能等。浴槽内いす等。	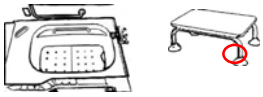
66	防燃対策	難燃機能	火源を近づけたり、接触させても、容易に燃焼させない機能 ※備考　ベッド用マットレスや車いすのシート素材等。	
67	その他	洗浄対応	用具を洗剤等で洗浄することが可能なもの。 ※備考　ポータブルトイレや尿瓶、差し込み便座、シャワーチェア等の洗剤に対応できる素材。	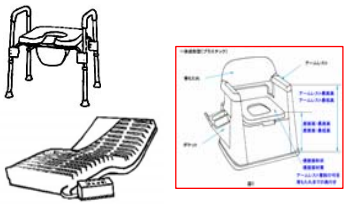
68	身体保護目的 その他	洗濯対応	用具を洗濯機等で洗濯可能なもの。 ※備考　リフト用スリングやマットレスカバー等の洗濯に対応できる素材。	
69	身体保護目的 その他	抗菌機能	身体に対して有害な細菌が、用具に繁殖することを防。	

	姿勢保持目的(臥位)	抗菌機能	※備考　ポータブルトイレや尿瓶、差し込み便座等の抗菌素材。	
70	移動目的	パワーアシスト機能	車輪等の手動で可動する部分について、電動機(モーター)等で人の力を補助する機能。 ※備考　手動車いすに装着できるパワーアシスト用モータ等。	
71	その他	電動機能	車輪、キャスター、昇降部分、リクライニング部分等の可動部分が、電動装置によって可動する機能。 ※備考　電動車いすや、電動三輪車、リフト、電動立ち上がり補助いす、昇降機、電動ギャッジベッド、電動立ち上がり補助便座、電動体位変換マットレス等。	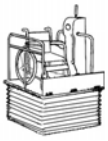 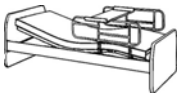
72	移動目的	充電機能	電動可動機能付き用具のバッテリーを充電する機能。 ※備考　電動車いすや電動三輪差等のバッテリー。	
73	身体保護目的	非常停止機能	非常時に、電動可動部を停止させる機能。 ※備考　階段昇降機等。	
74	その他 身体保護目的 移動目的 徘徊監視目的 緊急通報目的	防水機能	用具に水が流入、浸透することを防ぎ、有害な影響を防ぐことができる機能。 ※備考　浴室用リフトや、電動圧切り替え体圧分散マットレス等の防水。	
75	その他	防滴機能	用具が水に濡れても、有害な影響を防ぐ機能。 ※備考　電動車イスや電動三輪車等の雨雪に対する防滴。	
76	可搬目的	可搬機能	取っ手などによって用具を持ち運ぶことができる機能。 ※備考　携帯式段差解消スロープ等の取っ手。	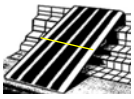
77	緊急通報目的 徘徊監視目的 排泄目的	携帯機能	用具を身につけるなどをして持ち歩くことができる機能。 ※備考　徘徊監視装置や携帯式集尿機等。	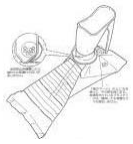

78	緊急通報目的	送受信機能	ベッドからの離着床を検知した信号を送信・受信する機能。 ※備考　ナースコール等の緊急通報ボタン。	
79	緊急通報目的	通話機能	互いに離れた場所から会話をすることができる機能。 ※備考　ナースコール等の緊急通報ボタン。	

※製品イメージ（例）の絵の中に、一部、TAIS（財団法人テクノエイド協会が提供している福祉用具情報システム）のホームページから転用している画像があります。

別添参考

福祉用具共通規格（グループ規格）の運用方法（イメージ）

１．はじめに

共通規格開発の前提として、「特に福祉用具は、福祉用具使用時の姿勢・動作を、安全に行うことができなくてはならない」という観点から、IS09999 に準拠した「福祉用具総覧 2004」（以下、「総覧」という。）を基に、介護保険で給付・対象となっている福祉用具および、それらに類似する福祉用具を対象（約 5,800 件）に、福祉用具に存在する機能を可能な限り抽出・整理した。（約 80 項目）また、これら機能は、主たる姿勢・動作に即した機能を有している必要があるため、個別福祉用具にどのような「姿勢・動作」が存在するのかを調査し、クラスター分析（類似した特徴を持つものをグルーピングする手法）により福祉用具の主たる使用形態として８種類の動作に要約した。

これら機能及び動作を基に、福祉用具共通規格（グループ規格）を策定した際、既存規格が無く、試験・評価が困難であると思われる用具を例に、試験・評価が可能となることを以下に示す。

２．個別福祉用具を評価する方法

２．１　個別製品の機能調査

調査対象となる用具の、各製品に付属する機能、主たる使用動作、使用環境を調査する。

●対象品目

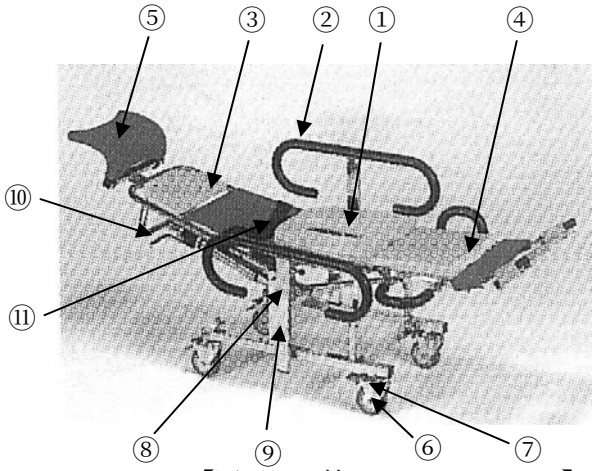

【図１　A社のシャワーチェア】

●シャワーチェア（図１参照）の機能、使用動作、使用環境

①姿勢保持機能：座面、②姿勢保持機能：アームサポート、③姿勢保持機能：バックサポート、④姿勢保持機能：レッグサポート、⑤姿勢保持機能：ヘッドサポート、⑥移動機能：キャスタ、⑦ロック機能：キャスタのストッパ、⑧寸法調整機能（ユーザ体型）：肘掛けの可動部、⑨固定機能（可動部）：ネジ等による固定部、⑩リクライニング機能：リクライニング装置、⑪転落防止機能：身体固定ベルト、⑫使用動作（座位、臥位）、⑬使用環境（浴室、居室）

２．２　共通試験方法項目との照合

①２．１で抽出した個別福祉用具製品の構成機能と福祉用具の規格体系案で策定した機能別項目を照合する。（表１参照）

②照合し、該当した機能について試験を行う。

※なお、今後、これら規格体系案で策定した機能について具体的な試験方法を定めることにより、種類が異なる福祉用具であっても大部分の項目について、共通した試験機を用いた試験が実施可能となる。

表１　個別製品の構成機能と規格体系案機能項目の照合結果

シャワーチェアの機能	規格体系案の機能項目	機能別性能試験項目
①姿勢保持機能：座面	姿勢保持機能	強度、安定性、耐久性、耐すべり
②姿勢保持機能:アームサポート	姿勢保持機能	強度、安定性、耐久性、耐すべり
③姿勢保持機能:バックサポート	姿勢保持機能	強度、安定性、耐久性、耐すべり
⑧寸法調整機能（ユーザ体型）：肘掛けの可動部	寸法調整機能（ユーザ体型）	強度、耐久性、固定性
⑨固定機能（可動部）：ネジ等による固定部	固定機能（可動部）	強度、耐久性、固定性
⑩リクライニング機能:リクライニング装置	リクライニング機能	強度、安定性、耐久性
④姿勢保持機能:レッグサポート	姿勢保持機能	強度、安定性、耐久性
⑤姿勢保持機能:ヘッドサポート	姿勢保持機能	強度、安定性、耐久性
⑥移動機能：キャスタ	移動機能	強度、耐久性、旋回性、寸法
⑦ロック機能:キャスタのストッパ	ロック機能	固定性、操作性
⑪転落防止機能:身体固定ベルト	転落防止機能	●シートベルト：強度、耐久性 ●固定具：固定性、操作力、強度、耐久性
	その他機能	外観（バリ、突起確認）、形状（引っかかり部確認）、表示（禁止、警告、注意）、電動可動部の漏電性

２．３　個々の使用状況条件に応じた試験条件の選定

①２．１で抽出した個別福祉用具製品の主たる使用動作と福祉用具の規格体系案で策定した福祉用具の使用形態（表２）を照合する。（調査対象とした製品は、「座位」、「臥位」で使用するものであった。）

②該当する使用動作に応じた各機能別試験を行う。（調査対象とした製品は、「座位型」と「臥位型」の試験を行う必要がある。）

表２　福祉用具の使用形態及び荷重条件

使用形態	定義	荷重条件（イメージ）
座位走行形	座位で用具を走行させることを想定した動作及び姿勢	①臀部を載せる部分：○○N ②体幹を寄りかかる部分：○○N ③頭部を載せる部分：○○N ④腕を載せる部分：○○N ⑤脚部を載せる部分：○○N ⑥足部を載せる部分：○○N
立位走行形	立位で用具を走行させることを想定した動作及び姿勢	①臀部を載せる部分：○○N ②体幹を寄りかかる部分：○○N ③腕を載せる部分：○○N ④手で握る部分：○○N
座位形	座位で用具使用することを想定した動作及び姿勢	①臀部を載せる部分：○○N ②体幹を寄りかかる部分：○○N ③頭部を載せる部分：○○N ④腕を載せる部分：○○N ⑤脚部を載せる部分：○○N ⑥足部を載せる部分：○○N
手指操作形	手指で押す･引く、握る等の手腕動作を想定した動作及び姿勢	①手で握る部分：○○N
段差解消形	用具を使って段差を踏み越えることを想定した動作及び姿勢	①積載部分：○○N ②手で握る部分：○○N
座り込み形	用具上で座ったり、立ち上がったりすることを想定した動作及び姿勢	①臀部を載せる部分：○○N ②積載部分：○○N
臥位形	臥位で用具使用することを想定した動作及び姿勢	①頭部を載せる部分：○○N ②体幹を載せる部分：○○N ③下肢を載せる部分：○○N ④体幹が寄りかかる部分：○○N
歩行補助形	杖や手すり等の用具を使ったことを想定した動作及び姿勢	①手で握る部分：○○N ②臀部を載せる部分：○○N ③体幹が寄りかかる部分：○○N ④腕を載せる部分：○○N

２．４　個々の使用環境に応じた試験条件の選定

①２．１で抽出した個別福祉用具製品の主たる使用環境と福祉用具の規格体系案で策定した福祉用具の使用環境（表３）を照合する。（調査対象とした製品は、浴室や居室で使用されるものである。

②該当する使用環境に応じた各機能別試験を行う。（調査対象とした製品は、「居室」と「浴室」を想定した環境で試験を行う必要がある。）

表３　福祉用具の使用環境

使用環境	試験環境条件			
	温度	湿度	用具の設置場所	用具設置場所の広さ
居室	23℃±○℃	50%±○%	a)水平な床上 b)水平な床に敷いた○○○のカーペット上 c) 水平な床に敷いた畳上	各試験項目で指定が無い限り、試験が行える広さ。
屋外	a)23℃±○℃ b)○℃±○℃[a)] c)△℃±△℃[b)]	50%±○%	a)水平な床上 b)角度○℃の傾斜面 c)凹凸のある床上	各試験項目で指定が無い限り、試験が行える広さ。
浴室	23℃±○℃	○%±○%[e)]	a)乾いた水平な床、もしくは板上 b) ○lの水を均等に散布した水平な床上 c)○l の標準石けん水を均等に散布した水平な床上	各試験項目で指定が無い限り、試験が行える広さ。
浴槽内	a)23℃±○℃ b)40℃±○℃[c)] c)△℃±△℃[d)]	水中	a) ○lの水を均等に散布した水平な床上 b)○l の標準石けん水を均等に散布した水平な床上 c)水平な床上	各試験項目で指定が無い限り、試験が行える広さ。

注 a)　寒冷環境を想定した温度。

b)　灼熱環境を想定した温度。

c)　入浴時の湯温を想定した温度。

d)　追い炊き時に生じる高温部分の湯温を想定した温度。

e)　入浴時の湿度を想定した湿度。

３．福祉用具共通規格（グループ規格）の試験方法のフロー図
図３のフロー図を参照。

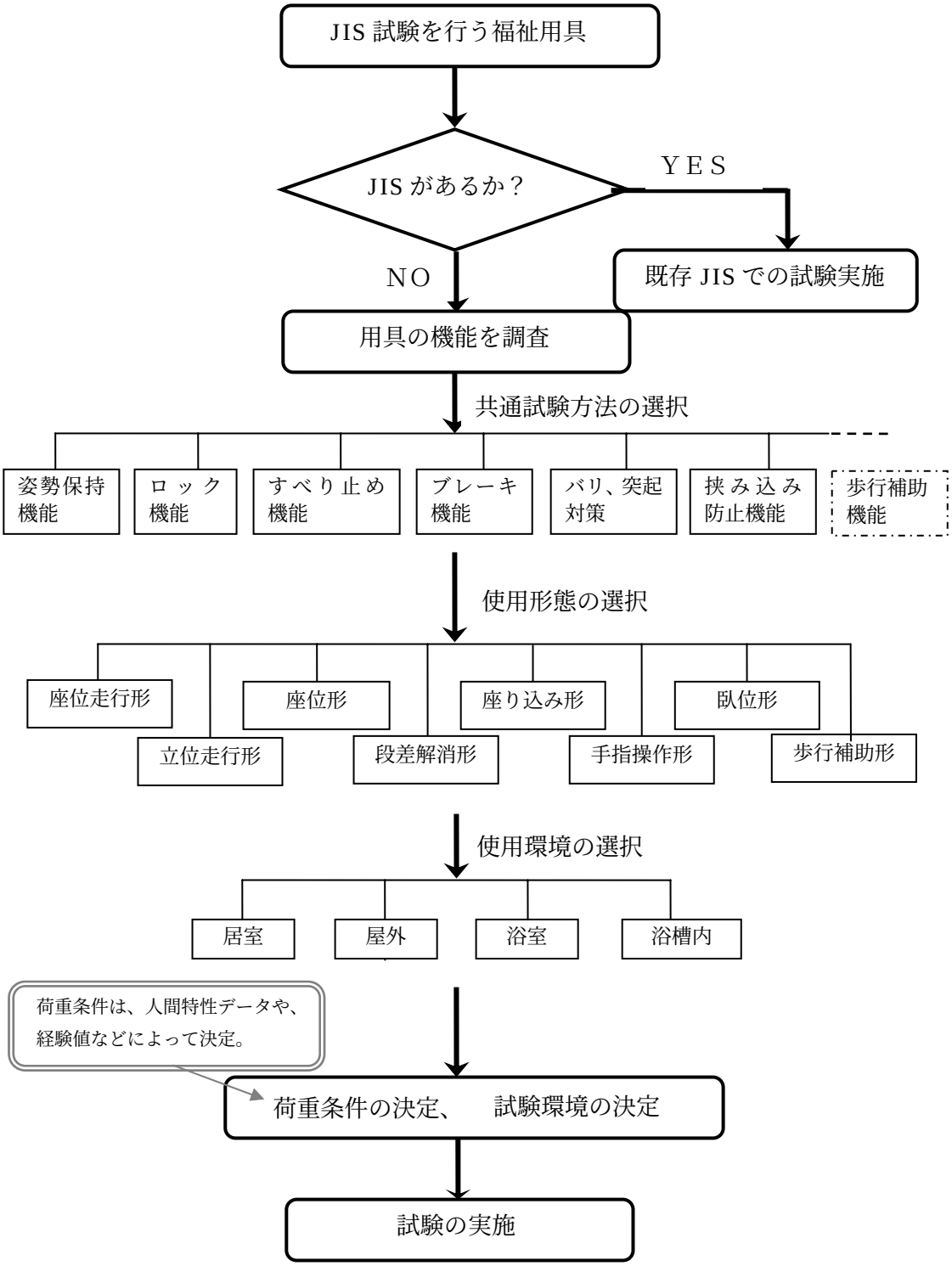

図３　福祉用具共通規格（グループ規格）の試験方法のフロー図